

# 三重県 都市計画基本方針

< 案 >

たたき台

## 目次（案）

第1章	基本方針の趣旨	1
1	基本方針策定の目的と役割	1
2	基本方針の概要	1
第2章	三重県の都市づくりにおける課題整理	2
1	近年の全国的な社会情勢と三重県の状況	2
2	関連する諸計画、法整備等の動向	4
1)	国による上位・関連計画の見直し	4
2)	三重県における上位・関連計画	5
3)	法整備・制度改正	8
3	現行マスタープランの検証	9
1)	圏域の設定に関する検証	9
2)	都市づくりの方向に関する検証	11
3)	圏域ごとの状況	35
4	三重県の都市づくりにおける課題整理	37
第3章	三重県の都市計画の基本的な考え方	39
1	三重県の都市づくりの方向	39
2	三重県が目指す都市構造	41
1)	特性に応じた持続可能な都市構造の形成に関する考え方	41
2)	自然災害による被害低減に向けた市街地の形成に関する考え方	42
3)	地域活力（産業等）の維持・向上に関する考え方	43
3	都市マスタープランの個別項目の考え方	
1)	都市計画区域に関する方針	
2)	区域区分に関する方針	
3)	土地利用に関する方針	
4)	都市施設整備に関する方針	
5)	市街地開発事業等に関する方針	
6)	都市防災に関する方針	
7)	自然環境等の整備又は保全に関する方針	

## 第1章 基本方針の趣旨

### 1 基本方針策定の目的と役割

三重県都市計画基本方針（以下「基本方針」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定に先立ち、県全体における総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示すものです。

今回策定する基本方針は、現行三重県都市マスタープラン\*1（以下「現行マスタープラン」という。）の策定後における社会情勢の変化や国の施策の新たな展開、制度改正などに対応し、現行マスタープランの検証から明らかとなった課題を踏まえて策定するもので、平成32年（2020年）に改定時期を迎える都市計画区域マスタープランは、この基本方針に基づき改定されることとなります。また、県内各市町が市町マスタープランや立地適正化計画等を策定するにあたり、都市計画区域マスタープランを改定するまでの間、基本方針が活用されることを期待します。

\*1 三重県都市マスタープラン：三重県都市マスタープランは、都市計画区域マスタープランに加えて、一定のまとまりのある圏域ごとの圏域マスタープランによって構成されています。（第2章\_3\_1 参照）

### 2 基本方針の概要

基本方針では、「第2章 三重県の都市づくりにおける課題整理」において、近年の社会情勢や国・県における諸計画等の方向性等を把握するとともに、現行マスタープランの検証を行い、三重県の都市づくりにおける課題を整理したうえで、「第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方」において都市づくりの方向や目指すべき都市構造を示します。

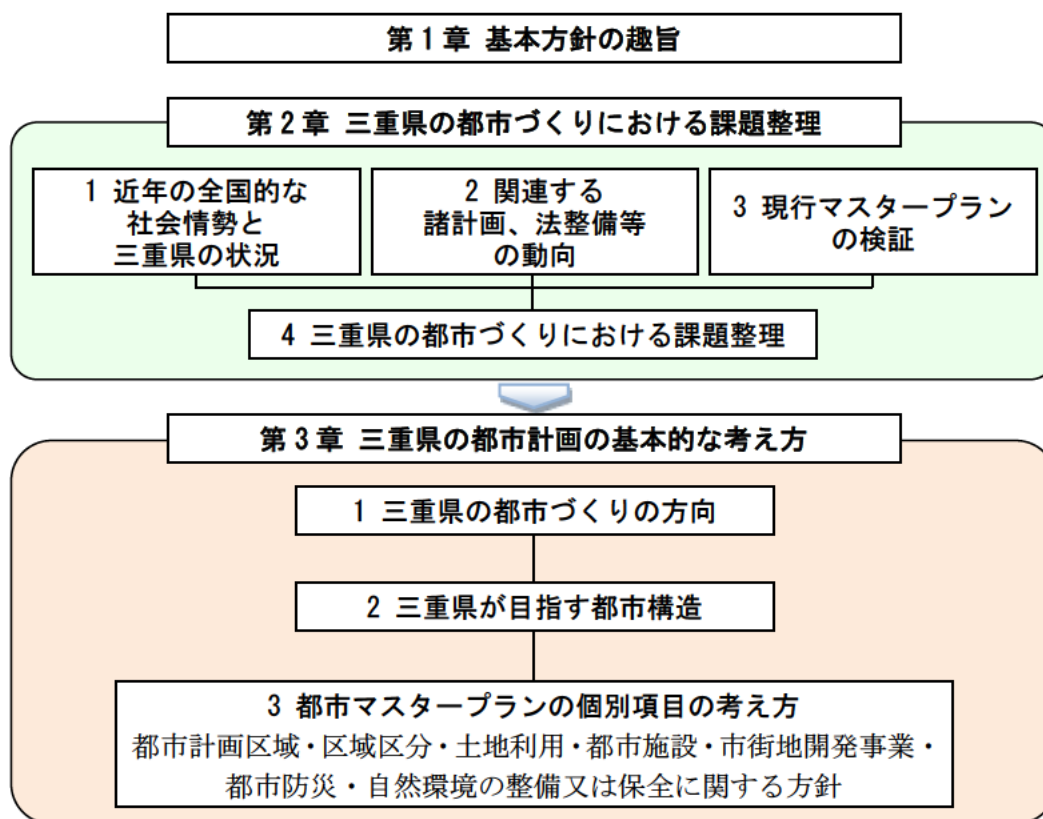


図 1-1 三重県都市計画基本方針の構成

## 第2章 三重県の都市づくりにおける課題整理

### 1 近年の全国的な社会情勢と三重県の状況

近年において全国的に問題となっている主要な社会情勢と、それに関する三重県の状況を整理します。

#### ①人口減少・少子高齢化の進展

##### 【全国的な社会情勢】

全国の地方都市では、急速な人口減少と少子高齢化の進展により地域の活力が低下しています。また、これまでの自動車を中心とした都市の形成により、住宅や店舗等の郊外化が進み、市街地が拡散しています。これらの現象が相まって、低密度な市街地が形成される状況となっており、今後、さらに人口減少と少子高齢化が進むことにより、地域コミュニティの維持が困難となるとともに、高齢者や子育て世代等が必要な生活サービスを享受できなくなる可能性が出てきています。

一方で、都市機能や都市施設については、厳しい財政状況の下で、高度成長期に整備された道路などの社会資本の老朽化への対応も求められています。

##### 【三重県の状況】

三重県では、平成19年(2007年)をピークに総人口の減少が始まっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成52年(2040年)の総人口は昭和40年(1965年)と同程度になるとともに、人口の年齢構成には少子高齢化の影響が顕著に表れ、生産年齢人口の減少がさらに進展することが予測されています。今後、こうした人口の問題への対応策が一定の効果を挙げるとしても、人口減少・少子高齢化が相当な程度に進展することは避けられない状況となっています。

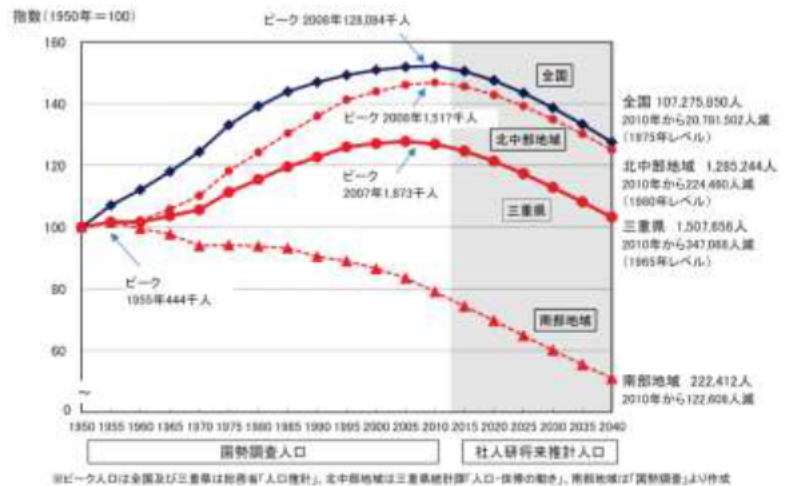
このなかで、北勢圏域・中南勢圏域・伊賀圏域においては、人口集中地区(DID)や都市的土地利用の拡大傾向がみられる一方、DID内の人口密度は低下し、低密度な市街地が拡大している傾向があります。また、伊勢志摩圏域・東紀州圏域においては、DIDそのものの縮小がみられるとともにDID内の人口密度も低下しており、急速な人口減少が進んでいます。

#### ②大規模自然災害のリスク

##### 【全国的な社会情勢】

全国的に、大型の台風等による大量の降雨で大規模な土砂災害や浸水被害が発生するケースが増加しています。また、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震が発生する可能性が高まっていると指摘されています。

平成26年8月に発生した広島市北部における集中豪雨による土砂災害や、平成27年9月関東・東北豪雨に係る鬼怒川の洪水被害では大きな被害が発生しました。平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を遙かに超える津波による甚大な被害が発生しました。



出典：三重県人口ビジョン（平成27年10月、三重県）

図2-1 三重県及び全国の5年ごとの人口及び将来推計人口の推移

また、平成 28 年熊本地震では、断層の活動によって大きな揺れが連続し、大きな被害が生じています。こうした災害の経験・教訓を生かすことが求められています。

**【三重県の状況】**

三重県において、1 時間降水量 50 ミリ以上 (非常に激しい雨) や同 80 ミリ以上 (猛烈な雨) の年間観測回数は増加傾向にあり、土砂災害の発生回数も増加しています。平成 23 年の台風第 12 号による「紀伊半島大水害」では、県南部を中心に総降水量が各地で 1,000mm を超える大雨となり、土砂災害や浸水被害により、県内で 3 人の死者・行方不明者が生じました。

土砂災害に対する警戒避難体制強化を支援するため、県内の土砂災害危険箇所(16,208 箇所)における土砂災害警戒区域等の指定を進めており、平成 28 年 4 月時点の指定状況は約 4 割になっています。

表 2-1 三重県における土砂災害警戒区域等の指定状況 (平成 28 年 4 月 22 日現在)

	土砂災害警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域	
	指定数	指定率※	指定数	指定率※
三重県全体	6,331	39.1%	5,844	36.1%

※土砂災害危険箇所数に対する比率 出典：三重県防災砂防課資料をもとに作成

地震・津波に関して、政府の地震調査研究推進本部による長期評価(算定基準日：平成 28 年 1 月 1 日)では、南海トラフ地震 (M8~M9 クラス) の発生確率は 30 年以内であれば 70%程度、50 年以内であれば 90%程度とされています。同じく地震調査研究推進本部による「全国地震動予測地図 2016 年版」では、今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が右図のように示されており、三重県は沿岸部を中心に確率が比較的高くなっています。代表地点として示されている津市の確率は 62%であり、2014 年版からは 2 ポイント上昇しています。

また、三重県は全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、川越町以南の沿岸部の市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、南海トラフ地震が発生した場合には、約 5.3 万人の人的被害 (理論上最大クラス) など甚大な被害が想定されています。

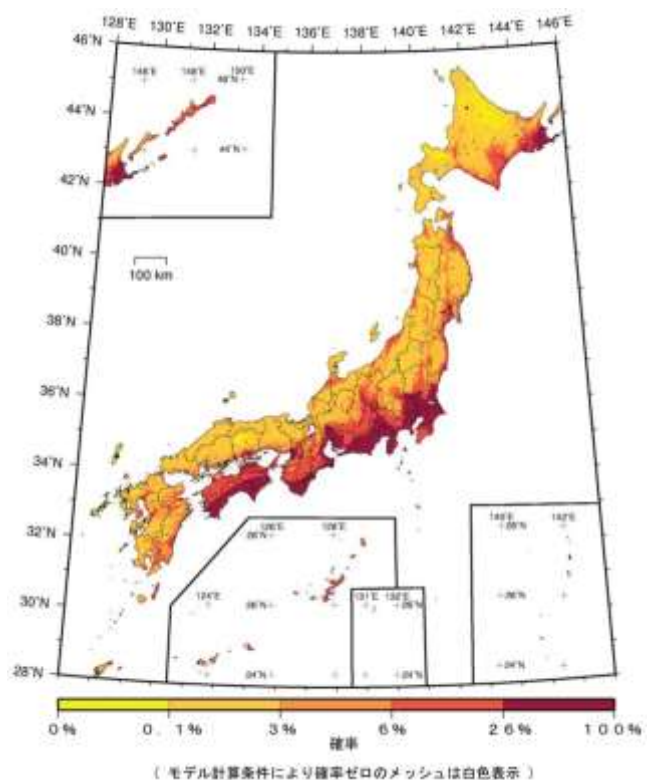


図 2-2 今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率 (平均ケース・全地震)

出典：全国地震動予測地図 2016 年版 (地震調査研究推進本部地震調査委員会)

## 2 関連する諸計画、法整備等の動向

基本方針を策定する背景となる上位・関連計画の見直しや、法整備・制度改正等について整理します。

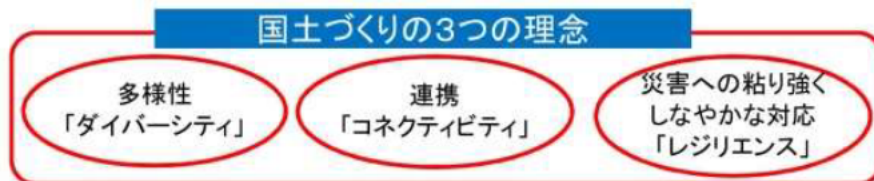
### 1) 国による上位・関連計画の見直し

#### ① 国土のグランドデザイン 2050 (平成 26 年 7 月 4 日公表)

国土のグランドデザイン 2050 では、本格的な人口減少社会の到来や、巨大災害の切迫性に対する危機意識を共有し、対流促進型国土の形成を目指すとしています。

その上では、「多様性と連携」を支え、地域の多様性をより豊かにする「コンパクト・プラス・ネットワーク」による国土・地域づくりが必要であり、また、国土づくりの大前提として、災害が発生しても人命を守り、致命的なダメージを受けない、災害に強い国土づくりが必要であるとしています。

これらの方向性を示す国土づくりの理念として、多様性：ダイバーシティ、連携：コネクティビティ、災害に強くしなやかな対応：レジリエンスが掲げられています。



出典：国土のグランドデザイン 2050 概要版（平成 26 年 7 月、国土交通省）

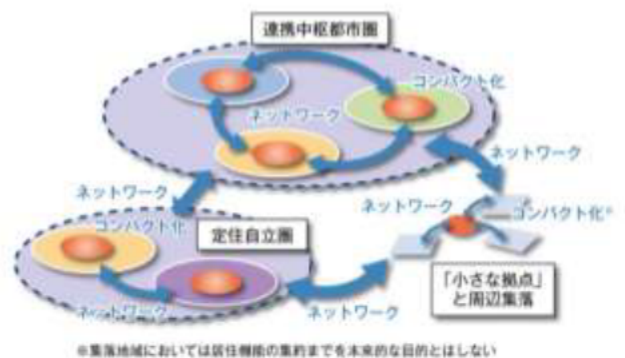
図 2-3 国土づくりの 3 つの理念

#### ② 国土形成計画 (全国計画：平成 27 年 8 月 14 日閣議決定)

国土形成計画 (全国計画) では、「対流促進型国土」を国土の基本構想とし、これを形成するための重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」を形成するとしています。

具体的には、生活に必要な各種機能を一定の地域にコンパクトに集約して各地域をネットワークで結び、人口減少社会に対応しながら個性ある地方を創生する、災害に対し粘り強くしなやかな国土を構築する、国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土を形成する、国土基盤を維持・整備・活用する、などの方向性が示されています。

また、中部圏広域地方計画 (平成 28 年 3 月 29 日決定) では、2027 年のリニア中央新幹線「東京～名古屋」間の開業を見据えた今後概ね 10 ヶ年間の中部圏の国土づくりの指針が示されています。



出典：国土形成計画 パンフレット (平成 27 年 8 月、国土交通省)

図 2-4 「コンパクト+ネットワーク」

#### ③ 国土利用計画 (全国計画：平成 27 年 8 月 14 日閣議決定)

国土利用計画では、「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の 3 つを基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指しています。

今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行するなかで、基本方針を効率的に実現するため

に、1) 防災・減災、自然共生、国土管理などの効果を複合的にもたらす「複合的な施策」、2) 開発圧力が低減する機会をとらえ、土地の履歴や特性を踏まえ、最適な国土利用を選択する「国土の選択的な利用」を推進する必要がある、としています。

④ **社会資本整備重点計画（第4次）**（平成27年9月18日閣議決定）

第4次社会資本整備重点計画においては、加速化するインフラ老朽化、切迫する巨大地震・激甚化する気象災害、人口減少に伴う地方の疲弊、激化する国際競争の4つの構造的課題に対して、社会資本のストック効果を最大限に発揮するための戦略的インフラマネジメントを徹底するため、集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用、社会資本の目的・役割に応じた選択と集中の徹底を図ることとしています。

⑤ **国土強靱化基本計画**（平成26年6月3日閣議決定）

国土強靱化基本計画では、いかなる災害等が発生しようとも、

- a. 人命の保護が最大限図られること
- b. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- c. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- d. 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った**安全・安心な国土・地域・経済社会の構築**に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するとしています。

⑥ **まち・ひと・しごと創生総合戦略**（平成26年12月27日閣議決定）

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止め、「東京一極集中」の是正を確実に進めるとしています。

まちづくりの方向性として、国は、地方公共団体間の広域連携に関して「連携中枢都市圏」の形成を促進し、従来からの定住自立圏の形成を進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を推進するとしています。

また、中山間地域における「小さな拠点」の形成、地方都市における都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする交通ネットワーク形成の推進、地域間の連携促進による自立的な経済・生活圏の形成促進、大都市圏における安心な暮らしの確保など、暮らしの環境の充実を進め、活気にあふれる「まちの創生」を実現することにより、まち・ひと・しごと全体の好循環の実現を目指すとしています。

2) **三重県における上位・関連計画**

① **みえ県民カビジョン**（平成24年4月）、**みえ県民カビジョン第二次行動計画**（平成28年4月）

みえ県民カビジョンは、社会経済情勢の変化や東日本大震災の発生などによる県民ニーズの変化に適切に対応し、県民と共に新しい三重づくりに取り組むための指針として平成24年度から概ね10年先を見据えた長期の戦略計画として策定したものです。また、これを実現するための中期の計画である「みえ県民カビジョン・行動計画」を同時に策定しています。（平成28年度から4年間については「第二次行動計画」を策定しています。）

基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向けた政策のうちの「安心と活力を生み出す基盤」では、施策として「安全で快適な住まいまちづくり」を掲げ、下記のように目標等を示しています。

### 施策 353 安全で快適な住まいまちづくり

【**県民の皆さんとめざす姿**】人口減少・超高齢社会に対応した**集約型都市構造の形成**（コンパクトなまちづくり）が進むとともに、都市基盤の整備や、安全で快適な住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らしています。

【**平成 31 年度末での到達目標**】これまで進めてきた安全で快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成、安全・安心で豊かな住環境の整備、建築物の安全性確保の取組に加え、**立地適正化計画の策定やその計画に位置づけられた事業の実施など集約型都市構造の形成**につながる取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

**主な** ○安全で快適なまちづくりの推進

○適法な建築物の確保

**取組内容** ○安全で快適な住まいづくりの推進

○参画と協働による景観まちづくりの推進

## ② 三重県国土利用計画（第四次）（平成 20 年 10 月）

三重県国土利用計画では、計画期間における課題を次のようにしています。

- ・必要に応じて低未利用地などの再利用を行うなど、その有効利用をはかりつつ、適切に維持管理するとともに、県土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと
- ・全体としては土地利用転換の圧力が低下しているという状況を好機ととらえ、県土利用の質的向上をはかること
- ・これらを含め県土利用の総合的な管理を能動的に進めることによって、よりよい状態で県土を次世代へ引き継ぐこと

また、地域類型別の県土利用の基本方向を以下のように示しています。

### a. 都市

- ・中心市街地などにおける都市機能の集積やアクセシビリティの確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発などにより土地利用の高度化をはかるとともに、低未利用地の有効利用を促進する。市街化をはかるべき区域においては、地域の合意をふまえ、計画的に良好な市街地などの整備をはかる。
- ・都市間の広域的な交通体系によって、効率的で、持続可能な土地利用をはかる。
- ・災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成をはかるとともに、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成や、美しくゆとりある環境の形成をはかる。

### b. 農山漁村

- ・優良農用地および森林を確保し、その整備と利用の高度化をはかるとともに、地域住民を含む多様な主体の参画などにより、県土資源の適切な管理をはかる。
- ・二次的自然としての農山漁村における景観、県土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成をはかるとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用をはかる。

### c. 自然維持地域

- ・野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、適切に保全していく。

## ③ 三重県国土強靱化地域計画（平成 27 年 7 月）

三重県国土強靱化地域計画では、対象リスクを大規模自然災害と設定して三重県の脆弱性を評価し、取組方針を示しています。

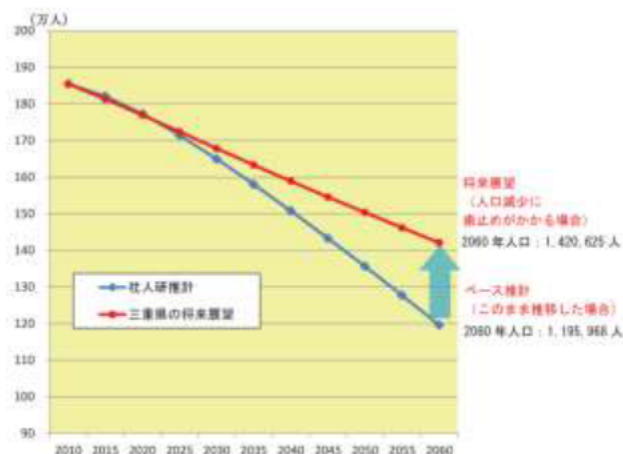
- ・土砂災害危険箇所数が多いことを踏まえた土砂災害対策
- ・離島等への対策



- ・観光県であることを踏まえた観光地の防災対策
- ・石油コンビナート等の防災対策
- ・リニア中央新幹線の整備促進
- ・外国人住民が多いことを踏まえた外国人住民向けの防災対策

#### ④三重県人口ビジョン（平成 27 年 10 月）

三重県人口ビジョンでは、三重県の人口はこのまま推移した場合には大きく減少し、2060 年には約 120 万人まで落ち込むこと、一方で、自然減対策と社会減対策を講じることで合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合には、2060 年の時点で約 142 万人を確保できることが見込まれることを示しています。



出典：三重県人口ビジョン（平成 27 年 10 月、三重県）

図 2-5 三重県の人口のベース推計と将来展望

#### ⑤三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月改訂）

三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「三重県人口ビジョン」を踏まえ、三重県の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立かつ持続的な活性化を図るため、平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度の目標や基本的な取組方向等を示しています。

このなかで、「いきいきと豊かに暮らせる地域づくり」に向けた取組として、「コンパクトなまちづくりの推進」を示しています。

**コンパクトなまちづくりの推進**：都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の中心拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のためのその周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、交通ネットワークの形成と一体となったコンパクトなまちづくりを進めます。

#### ⑥みえ産業振興戦略（平成 24 年 7 月）

みえ産業振興戦略では、今後、新しい時代を拓いていくために目指す新産業・新市場として、「先端ものづくり産業」、「サービス産業」、「社会的問題解決型成長産業」の 3 つの新産業・新市場の創出に向けた戦略に取り組んでいくことを示しています。

また、具体的な取組みとして、下記の 6 つの戦略を進めることとしています。

- |          |                  |
|----------|------------------|
| ・ものづくり戦略 | ・成長産業            |
| ・サービス戦略  | ・戦略的な企業誘致        |
| ・海外展開戦略  | ・振興戦略プラットフォームの構築 |

#### ⑦三重県総合交通ビジョン（平成 27 年 3 月）

三重県総合交通ビジョンでは、「安全・安心で快適な生活と活力ある経済活動を支える交通」という基本理念のもと、県民の日常生活や交流・経済活動を支える交通上の課題や、安全・安心な交通に対する課題等を解決していくため、以下に示す 4 項目の基本方針を設定し、これに基づいて具体的な施策の実施方針を定めています。

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| ・まちづくりと連携した生活交通の再構築 | ・安全・安心を高めるための交通基盤づくりの推進 |
| ・広域交通ネットワーク機能の向上    | ・次世代を見据えた交通基盤の整備        |

### 3) 法整備・制度改正

#### ① 都市再生特別措置法の改正（平成 26 年 8 月施行）

平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、市町村が立地適正化計画を策定することができることになりました。

立地適正化計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできるなど、福祉や交通などを含めて都市の構造を見直し「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えにより、持続可能な都市構造を構築することを目的としています。

#### ② 津波防災地域づくりに関する法律の制定（平成 23 年 12 月施行）

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓を踏まえ、また、高い確率で発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の低頻度大規模災害に備えた、真に津波災害に強い国土、地域づくりが求められるなか、津波防災地域づくりに関する法律が制定されました。

この法律は、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目的としています。

#### ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）は、平成 20 年に発生した岩手・宮城内陸地震を受けて改正され、大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は都道府県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知すると共に一般に周知することになりました（平成 23 年 5 月施行）。

また、平成 26 年に広島市北部において発生した土砂災害を受けた改正により、以下のようにされました（平成 27 年 1 月施行）。

- ・都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務づけ
- ・避難勧告等の発令に資するため、土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記する
- ・都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、また、一般に周知することを義務づけ

#### ④ 洪水浸水想定区域等に関する水防法及び施行規則の改正（平成 27 年 7 月施行）

水防法の改正により、国及び県は現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定しうる最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の設定及び公表を行うことになりました。また、洪水以外にも、想定しうる最大規模の降雨・高潮を前提とした雨水出水浸水想定区域・高潮浸水想定区域を指定し、公表することになりました。

公表にあたっては、「指定の区域」、「浸水した場合に想定される水深」、「浸水した場合に想定される浸水の継続時間」、「計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深」を明示することになっています。

また、「想定最大規模降雨が生起し、近傍の堤防が決壊等した場合に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域」として、洪水時家屋倒壊危険ゾーン（家屋倒壊等氾濫想定区域）を併せて、市町に情報提供することとなっています。

さらに、水害ハザードマップ検討委員会において、水害ハザードマップには「早期に立退き避難が必要な区域」を明示することとされました。

### 3 現行マスタープランの検証

#### 1) 圏域の設定に関する検証

現行マスタープランは、都市計画法で規定されている都市計画区域ごとのマスタープランに加え、一定のまとまりのある圏域ごとの「圏域マスタープラン」を策定して都市計画の目標・方針を定めています。

これは、自動車を中心とした都市の形成やライフスタイル多様化による活動範囲の広域化、高規格道路ネットワーク整備の推進に伴う産業活動の広域化、及び市町村合併による行政区域の拡大もあり、都市計画区域を越える活動や都市計画区域と行政区域の不整合があることから、個別の都市計画区域内だけをみていると、広域的な視点からの都市の将来像をわかりやすく提示することが困難であるためです。そこで、関連の深い複数の都市計画区域を一括し、圏域マスタープランにおいて都市計画区域外も含めた圏域全体の将来像を示したうえで、都市計画区域マスタープランにおいて都市計画区域内での主要な都市計画の方針を示しています。

この圏域について、現行マスタープランでは、上位・関連計画等による圏域の考え方や生活上の結びつきを考慮し、市町の区域を単位として5つに区分しています。

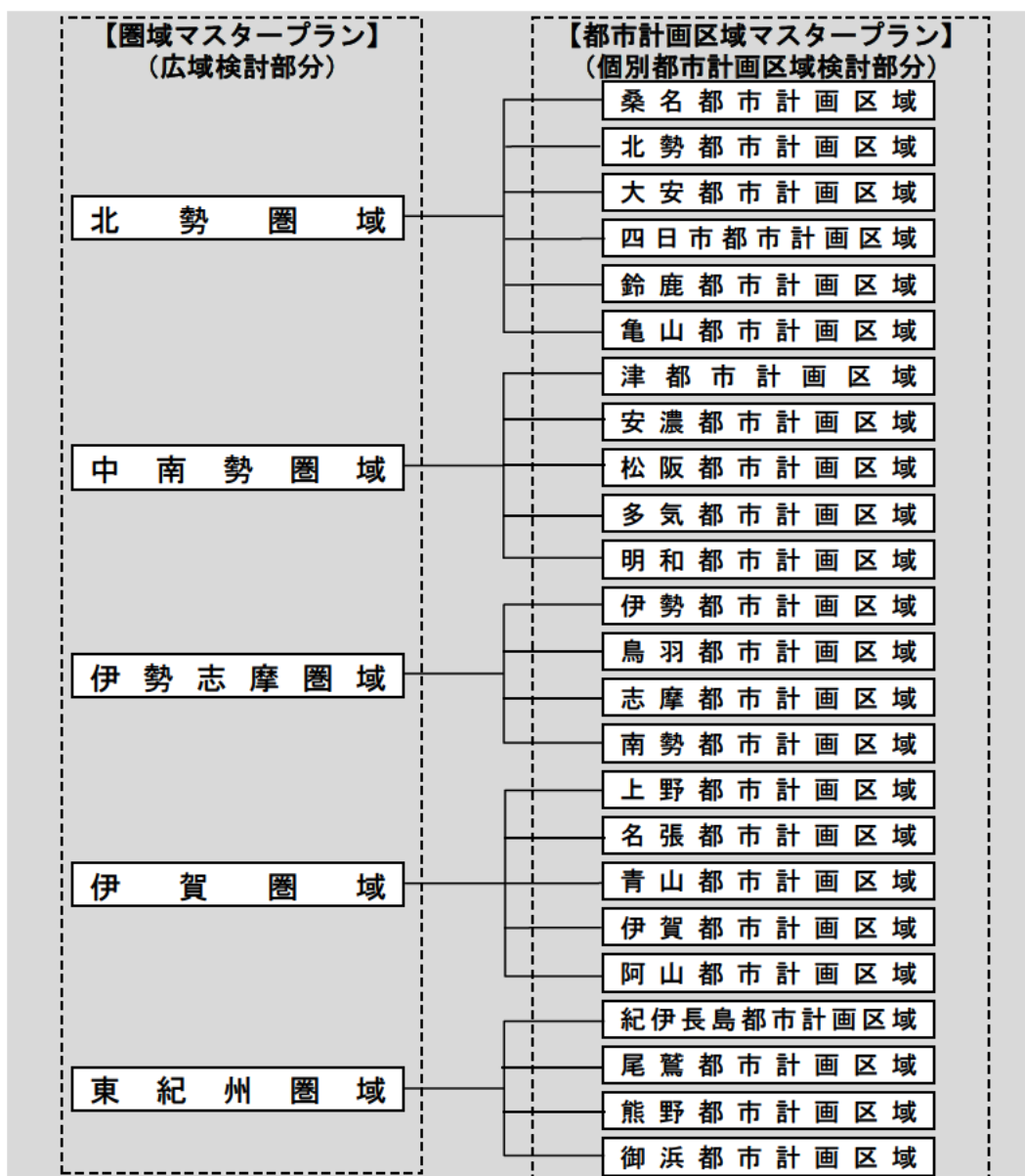


図 2-6 三重県都市マスタープラン体系図

現行マスタープランで設定している5つの圏域の区分について、策定後の変化を踏まえ、下記(1)～(5)の項目により妥当性の検証を行いました。次頁にその概要を示します。検証の結果、三重県の区域を区分して捉えることは必要であるとともに、その区分は現行の5つの圏域から変更する必要はないと考えられるため、基本方針は現行と同じ圏域の区分で定めることとします。

- (1) 地形等の自然的条件
- (2) 土地利用の状況及び見通し
- (3) 通勤・通学等の日常生活圏
  - ① 通勤・通学
  - ② 買い物動向
  - ③ 保健医療圏
- (4) 主要な交通施設の配置状況
- (5) 上位・関連計画

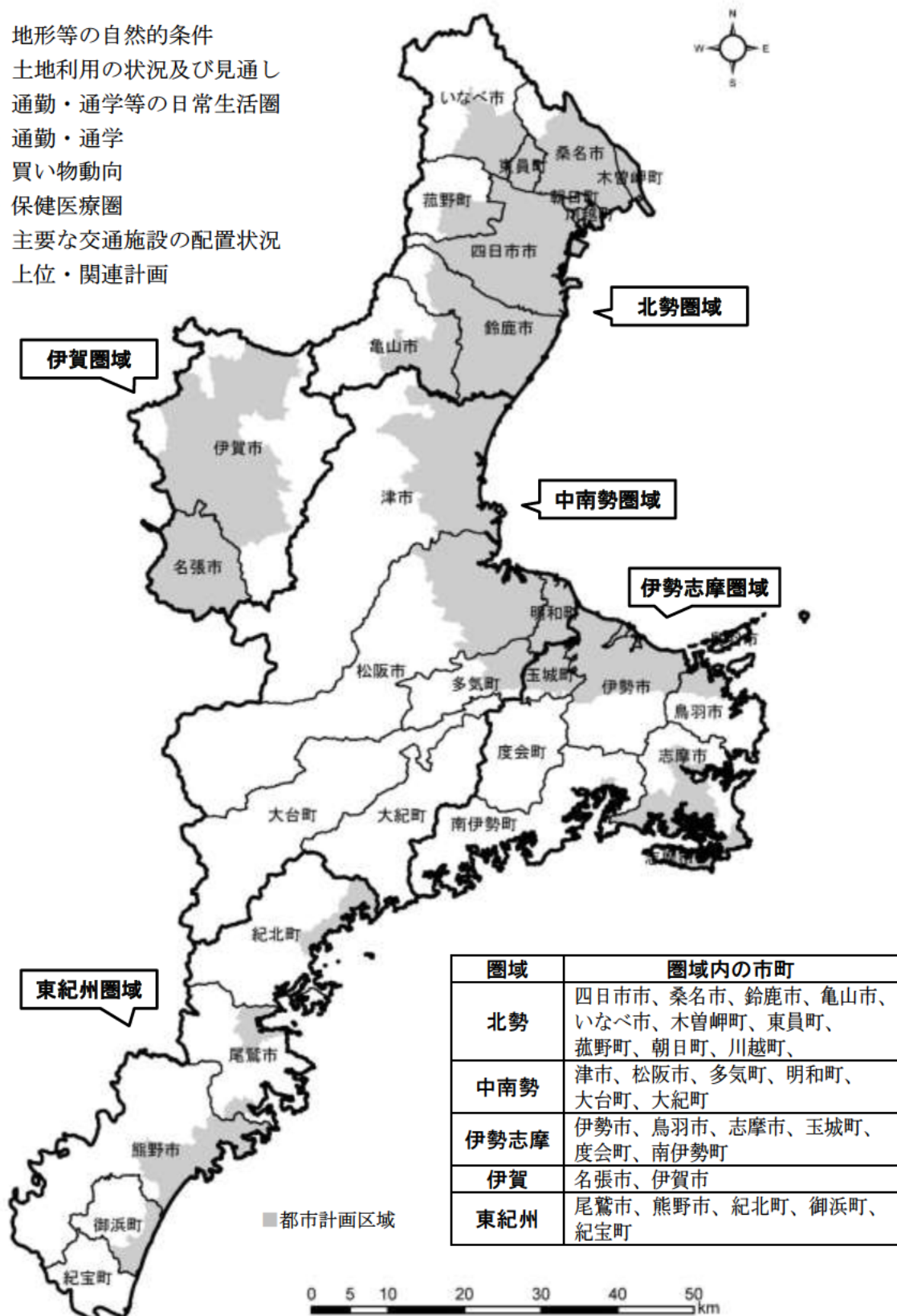


図 2-7 現行マスタープランの圏域区分図

## ■圏域設定の検証（概要）

圏域設定の検証についてその概要を以下に示します。検証の結果、ある一定の圏域を形成している状況に大きな変化は見られず、項目ごとに差異はあるものの圏域が形成されている状況を確認しました。一部の圏域においては、若干の流動や生活圏域設定が異なることがあるが、現行の区分を変更する必要があるほどではなかったことから、圏域区分は変更しないこととしました。一定の生活圏域等の形成状況から、圏域に区分してそれぞれの将来像や方針等を示すことは引き続き必要としています。

項目		概要
(1) 地形等の自然的条件		・三重県の地形は、県のほぼ中央を東西に横断する中央構造線によって、大きく北側と南側に分かれます。
(2) 土地利用の状況及び見直し		・上記の地形条件の中、都市的な土地利用は伊勢湾沿岸及び上野盆地(伊賀盆地)にまとまっているほか、熊野灘沿岸等に分散しています。
(3) 日常生活圏	①通勤・通学	・平成22年国勢調査の結果によると、市町村合併の結果として前回調査時点では市町村間移動であったものが自市町内移動になった他には顕著な変化はありません。北勢と中南勢、及び中南勢と伊勢志摩の間にはそれぞれに通勤・通学による比較的大きな人の流動がみられますが、以前からあるもので、圏域間の通勤通学率は平成17年時点と概ね同じです。
	②買い物動向	・「買物調査報告書(平成23年3月)」によると、生鮮食料品や日用品雑貨等の日常的な買い物行動は、現行の圏域内で概ね行われています。 ・高級衣料品等に関する買い物行動は、名古屋市や大阪、和歌山方面など県外を含めて広域化します。ただし、県内での市町間の流出入は、一部を除いて概ね現行圏域内で生じています。
	③保健医療圏	・三重県保健医療計画(第5次改訂)で設定されている保健医療圏は、前回設定時点と同じです。
(4) 主要な交通施設の配置状況		・平成20年以降でみると、新名神高速道路(平成20年)、近畿自動車道紀勢線の一部(平成21~26年)、熊野尾鷲道路(平成20年、平成25年)の供用が開始されました。従来からの交通軸をより強化するものであり、現行の圏域内外での人・モノの流れが一層促進されることが期待されます。
(5) 上位・関連計画		・現行の圏域設定は、三重県国土利用計画(第四次)(平成20年10月)及び三重県景観計画(平成19年12月4日公表)での地域区分と大紀町の扱いのみが異なっています。主要交通施設の配置状況等を踏まえると、都市的な観点からのまとまりとしては、現行の圏域設定は妥当であると考えられます。

## 2) 都市づくりの方向に関する検証

現行マスタープランでは、5つの都市づくりの方向と、11の施策の柱を位置づけています。これらの達成状況等について検証を行います。

表 2-2 現行マスタープランで設定している都市づくりの方向及び施策の柱

都市づくりの方向	施策の柱
美しく魅力と個性にあふれる地域づくり	○緑豊かな都市づくり ○歴史・文化を活かした都市づくり ○美しい景観づくり
持続可能な地域づくり	○地域の特性に応じた集約型都市構造の構築 ○環境負荷の少ない都市づくり ○人が集まり交流する空間の形成
安全で快適な生活環境の創造	○安全・安心な都市の構築 ○快適な生活環境づくり
地域活力の維持・向上	○広域道路ネットワーク等を活かした産業集積 ○個性を生かした集客交流の推進
県民が主役の地域づくり	○県民との協働による都市づくり

## ①美しく魅力と個性にあふれる地域づくり

### a. 緑豊かな都市づくり

平成 21 年度末における都市公園の整備状況は約 1,749ha で、平成 18 年度末 (1,435ha) と比較すると約 314ha 増加しています。都市計画区域内人口一人当たりの供用開始済みの面積は 10.65 m<sup>2</sup>/人で、都市公園法施行令で定められた住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準 (10 m<sup>2</sup>/人以上) を概ね満たしている状況にあります。

ただし、圏域別にみると、北勢圏域・東紀州圏域では 10 m<sup>2</sup>/人以上である一方、その他の圏域では 5~8 m<sup>2</sup>/人になっています。

表 2-3 都市公園の区別面積と一人当たりの公園面積率(圏域別)

圏域	都市公園面積(ha)										一人当たり公園面積(m <sup>2</sup> /人)
	広域公園	風致公園	特殊公園	運動公園	総合公園	地区公園	近隣公園	街区公園	緑地-墓園	合計	
北勢圏域	31.80	0.00	0.00	40.28	216.74	44.34	40.95	57.84	715.82	1,147.77	14.19
中南勢圏域	0.00	0.00	0.00	46.02	56.18	30.15	18.10	15.34	90.40	216.19	5.14
伊勢志摩圏域	0.00	0.62	7.78	29.34	92.32	9.00	8.50	10.37	10.00	168.93	8.39
伊賀圏域	0.00	0.00	0.00	10.60	48.29	12.28	14.02	7.41	24.60	117.18	7.04
東紀州圏域	54.38	0.00	0.00	12.80	16.90	4.20	12.10	0.69	0.00	101.05	21.15
三重県計	86.18	0.62	7.78	138.04	430.43	99.95	93.67	91.65	800.82	1,749.12	10.65

資料：都市計画基礎調査

### b. 歴史・文化を活かした都市づくり c. 美しい景観づくり

豊かな自然や伊勢神宮、世界遺産「熊野古道」などの地域の優れた歴史・文化資産を活かした魅力ある景観づくりを県民の方々とともに進めるため、景観づくりの目標や基本的な方針を示す景観法に基づく「三重県景観計画」を策定し、平成 20 年 4 月から運用を開始しました。また、世界遺産に指定された熊野川流域の景観は、豊かな自然と人々の営みにより、長い時間をかけて育まれてきた人類共有のかけがえのない資産（文化的景観）であることから、この貴重な資産を守り、次の世代に引き継いでいくため、「熊野川流域景観計画」を策定し、平成 27 年 4 月から運用を開始しました。県は、地域や市町の自主性・自立性を尊重し、役割分担を踏まえつつ、市町の景観づくりを支援・補完するとともに、広域的な視野に立った景観づくりに関する施策を実施していくこととしています。なお、県内 29 市町のうち、9 市（平成 28 年 6 月現在：津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、志摩市、伊賀市）がそれぞれの景観計画を策定しています。

また、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致維持向上計画（通称：歴史まちづくり計画）は、県内において亀山市（平成 21 年 1 月認定）、明和町（平成 24 年 6 月認定）、伊賀市（平成 28 年 5 月認定）の 3 市町が認定を受けています。

この他、三重県屋外広告物条例に基づく屋外広告物沿道景観地区が県内 7 地区で指定されており、沿道景観に配慮した屋外広告物の規制がなされています。

## ②持続可能な地域づくり

### a. 地域の特性に応じた集約型都市構造の構築 b. 環境負荷の少ない都市づくり

持続可能な地域づくりに向け、多様な拠点（広域拠点や地域拠点等。広域拠点及び地域拠点の一覧は表 2-12 参照。）を形成・配置し、各拠点が相互に連携する集約型都市構造の構築を目指したまちづくりを進めてきました。

このなかで、都市構造に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の新規立地については、原則として広域拠点（集積型）においてのみ許容してきました。また、市街地外での市街化抑制の方針に沿って、伊勢市及び明和町において非線引き用途未指定区域の全域が特定用途制限地域に指定されるといった取組が行われています。

なお、市町村合併を踏まえた一体的なまちづくりの観点からの都市計画区域再編の基本的方針に基づき、志摩都市計画区域及び松阪都市計画区域について再編を実施しています。

以下に、都市構造の現状について検証します。

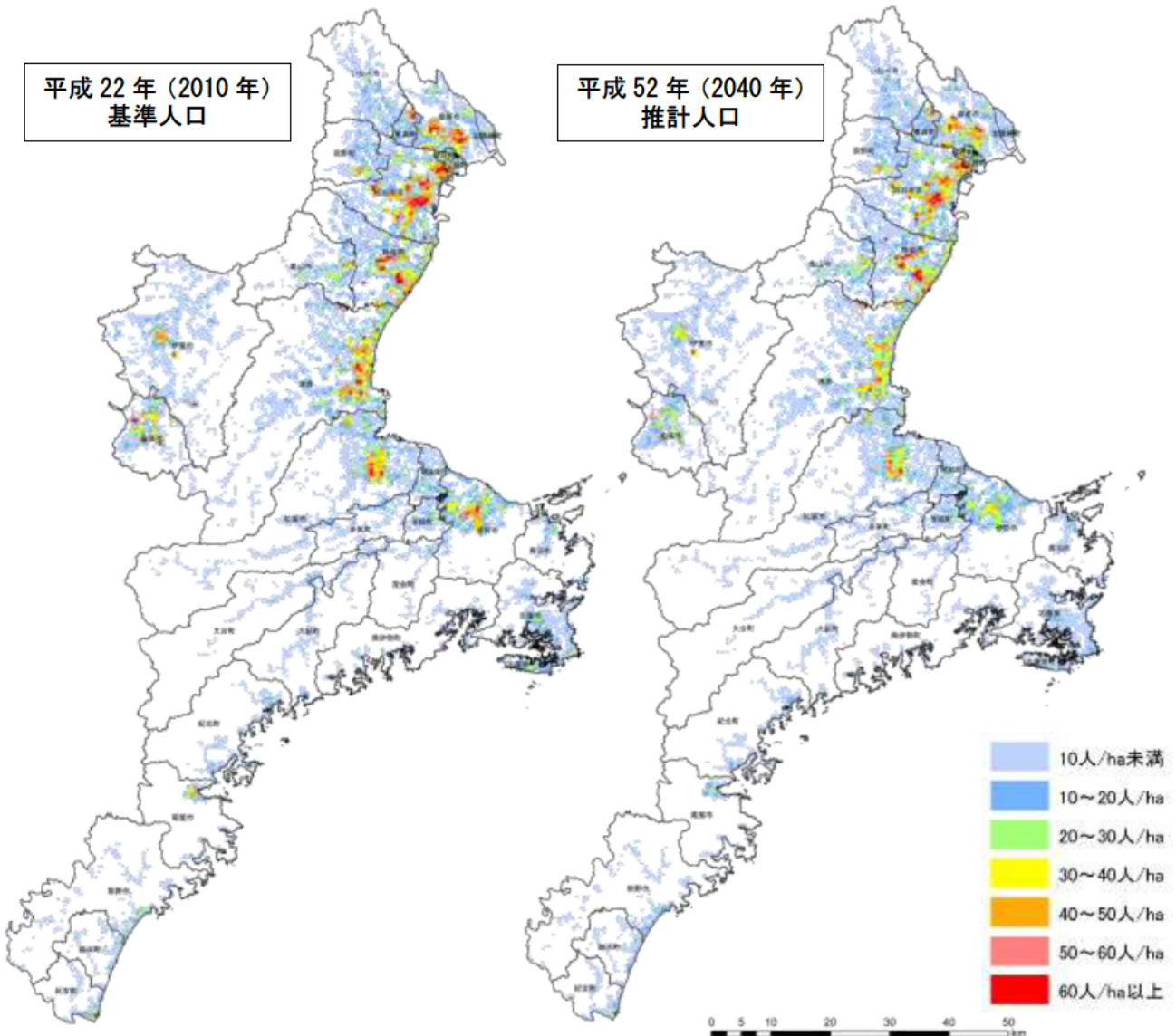
**【人口の推移と分布】**

三重県の各圏域の人口は、北勢圏域は平成 27 年（2015 年）、中南勢圏域は平成 17 年（2005 年）、伊賀圏域は平成 12 年（2000 年）をそれぞれピークにして、また、伊勢志摩圏域及び東紀州圏域は継続的に人口が減少していくと推計されています。



出典：国勢調査及び社人研推計結果をもとに作成

図 2-8 圏域別人口の推移及び将来推計



※データの出典、加工方法等については次頁参照。

図 2-9 人口分布の現状と将来予測（500m メッシュ）

## ■将来人口（500mメッシュ）の設定

広域的観点からの将来都市構造等について検討を行うにあたり、以下の方法により将来人口を設定しました。

### (1)推計期間

平成22年（2010年）を基準年次として、平成52年（2040年）まで5年ごとの30年間を期間として推計を行いました。

### (2)推計対象

三重県全域について、1/2地域メッシュ（一辺約500m）ごとに推計を行いました。

なお本推計では、各メッシュを特定の市町（複数の市町にまたがる場合は当該メッシュにおいて面積割合が最大となる市町）に対応させました。

### (3)推計の基礎データ

国勢調査に関する地域メッシュ統計（総務省統計局）において1/2地域メッシュで整備されている男女・年齢（5歳階級）別の人口を基礎データとしました。

ただし地域メッシュ統計での年齢別人口は、一つのメッシュに表章される人口が極めて少ない場合に、当該メッシュに係る数値は秘匿され、近隣のメッシュの数値に合算する措置がとられています。本推計では、秘匿処理が施されているメッシュの人口を0とみなし、合算処理が施されているメッシュについては合算後の数値を当該メッシュの人口とみなしました。結果として、三重県に係る23,060の1/2地域メッシュのうち、平成22年の人口が0である15,909メッシュ（秘匿処理が施されているメッシュを含む）を除く7,151メッシュが推計対象となりました。

### (4)基準人口

国勢調査による平成22年（2010年）10月1日現在の男女・年齢（5歳階級）別人口（外国人を含む総人口）を基準人口としました。

ただし、地域メッシュ統計での年齢別人口には、年齢不詳の人口が含まれていません。そこで、メッシュごとに、男女別の年齢不詳人口を総務省統計局による基準人口と同じ比率で年齢（5歳階級）別に按分して含めました。

なお、本推計では複数の市町にまたがるメッシュを当該メッシュにおいて面積割合が最大となる市町に対応させたため、基準人口の市町別の集計値は、国勢調査による統計値とは整合しません。

### (5)三重県及び各市町の将来人口

三重県及び各市町の将来の総人口には、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（以下「社人研推計」）による値を採用しました。

### (6)メッシュごとの将来人口

「立地適正化計画作成の手引き(案)」を参考に、以下のように推計を行いました。

- ①社人研推計において仮定されている平成52年（2040年）までの市町別の生残率、純移動率、子ども女性比及び0～4歳性比を用いたコーホート要因法により、対象メッシュの男女・年齢（5歳階級）別人口を5年刻みで平成52年（2040年）まで推計しました。
- ②上記による平成27年（2015年）から平成52年（2040年）まで5年ごとのメッシュ単位の推計結果について、社人研による各年次の市町別、男女・年齢（5歳階級）別の推計人口をコントロールトータルとして補正しました。

ただし、複数の市町にまたがるメッシュを当該メッシュにおいて面積割合が最大となる市町に対応させたため、社人研による推計値とここでの推計値は厳密には整合しません。



表 2-4 基準人口

	平成22年国勢調査による人口			本推計での基準人口※			基準人口/国勢調査人口		
		男性	女性		男性	女性		男性	女性
津市	285,746	138,643	147,103	285,451	138,501	146,950	0.999	0.999	0.999
四日市市	307,766	152,580	155,186	308,894	153,118	155,776	1.004	1.004	1.004
伊勢市	130,271	61,482	68,789	129,525	61,106	68,419	0.994	0.994	0.995
松阪市	168,017	80,960	87,057	167,909	80,922	86,987	0.999	1.000	0.999
桑名市	140,290	68,914	71,376	140,673	69,090	71,583	1.003	1.003	1.003
鈴鹿市	199,293	99,925	99,368	198,313	99,488	98,825	0.995	0.996	0.995
名張市	80,284	38,438	41,846	80,010	38,305	41,705	0.997	0.997	0.997
尾鷲市	20,033	9,353	10,680	20,033	9,353	10,680	1.000	1.000	1.000
亀山市	51,023	25,904	25,119	50,904	25,784	25,120	0.998	0.995	1.000
鳥羽市	21,435	10,086	11,349	21,418	10,077	11,341	0.999	0.999	0.999
熊野市	19,662	9,255	10,407	19,891	9,361	10,530	1.012	1.011	1.012
いなべ市	45,684	23,048	22,636	45,503	22,945	22,558	0.996	0.996	0.997
志摩市	54,694	25,383	29,311	54,697	25,384	29,313	1.000	1.000	1.000
伊賀市	97,207	47,158	50,049	97,476	47,289	50,187	1.003	1.003	1.003
木曾岬町	6,855	3,430	3,425	6,855	3,430	3,425	1.000	1.000	1.000
東員町	25,661	12,524	13,137	25,773	12,602	13,171	1.004	1.006	1.003
菰野町	39,978	19,424	20,554	39,945	19,423	20,522	0.999	1.000	0.998
朝日町	9,626	4,804	4,822	9,857	4,921	4,936	1.024	1.024	1.024
川越町	14,003	7,098	6,905	13,519	6,885	6,634	0.965	0.970	0.961
多気町	15,438	7,508	7,930	15,458	7,498	7,960	1.001	0.999	1.004
明和町	22,833	10,865	11,968	23,434	11,172	12,262	1.026	1.028	1.025
大台町	10,416	4,862	5,554	10,416	4,849	5,567	1.000	0.997	1.002
玉城町	15,297	7,347	7,950	15,747	7,563	8,184	1.029	1.029	1.029
度会町	8,692	4,158	4,534	8,700	4,160	4,540	1.001	1.000	1.001
大紀町	9,846	4,610	5,236	9,876	4,638	5,238	1.003	1.006	1.000
南伊勢町	14,791	6,922	7,869	14,791	6,922	7,869	1.000	1.000	1.000
紀北町	18,611	8,829	9,782	18,613	8,830	9,783	1.000	1.000	1.000
御浜町	9,376	4,347	5,029	9,147	4,242	4,905	0.976	0.976	0.975
紀宝町	11,896	5,541	6,355	11,896	5,540	6,356	1.000	1.000	1.000
合計	1,854,724	903,398	951,326	1,854,724	903,398	951,326	1.000	1.000	1.000

※メッシュの人口を各市町に対応させて集計したもの

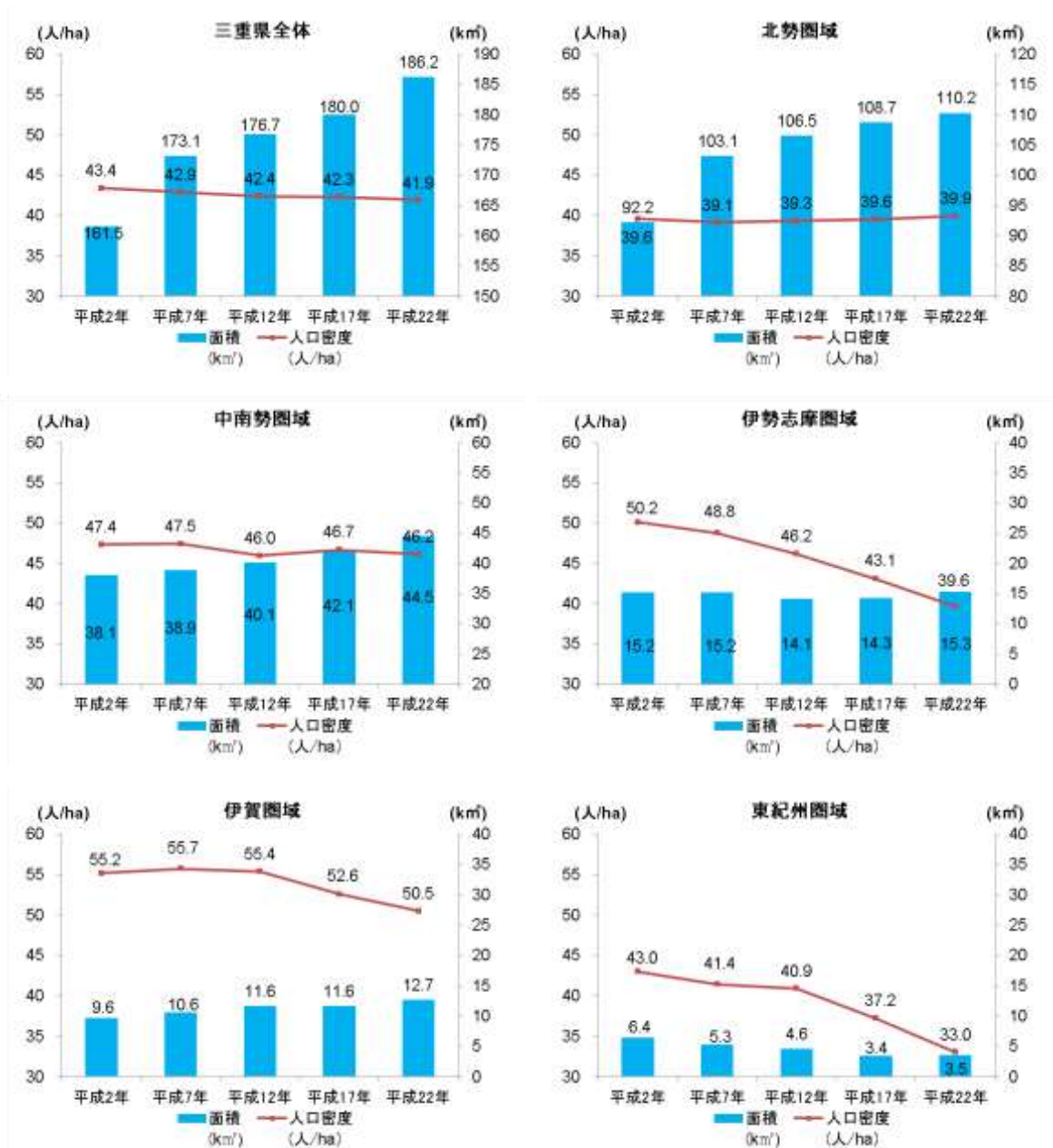
表 2-5 社人研推計値

	国勢調査	社人研推計					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
三重県	1,854,724	1,821,273	1,773,233	1,714,523	1,649,474	1,580,118	1,507,656
津市	285,746	280,415	272,964	263,732	253,516	242,682	231,321
四日市市	307,766	306,485	302,248	295,728	287,750	278,718	268,918
伊勢市	130,271	124,767	118,982	112,564	105,928	99,215	92,500
松阪市	168,017	164,987	160,578	155,236	149,427	143,204	136,668
桑名市	140,290	139,646	137,684	134,700	130,996	126,774	122,202
鈴鹿市	199,293	201,896	201,944	200,290	197,326	193,278	188,440
名張市	80,284	78,075	75,525	72,333	68,597	64,445	60,037
尾鷲市	20,033	18,122	16,414	14,743	13,140	11,653	10,326
亀山市	51,023	51,858	51,977	51,826	51,472	50,905	50,119
鳥羽市	21,435	19,872	18,394	16,889	15,410	13,984	12,596
熊野市	19,662	18,097	16,586	15,113	13,733	12,418	11,200
いなべ市	45,684	44,601	43,408	42,060	40,564	38,941	37,195
志摩市	54,694	50,920	47,132	43,215	39,368	35,673	32,123
伊賀市	97,207	93,210	89,000	84,509	79,913	75,270	70,577
木曾岬町	6,855	6,633	6,379	6,074	5,732	5,362	4,986
東員町	25,661	25,198	24,565	23,704	22,655	21,433	20,083
菰野町	39,978	40,276	40,042	39,536	38,851	38,070	37,187
朝日町	9,626	11,216	11,232	11,214	11,134	10,996	10,832
川越町	14,003	14,604	14,945	15,192	15,359	15,475	15,522
多気町	15,438	15,012	14,469	13,903	13,325	12,749	12,145
明和町	22,833	22,529	21,990	21,351	20,642	19,867	19,012
大台町	10,416	9,734	9,059	8,408	7,796	7,216	6,666
玉城町	15,297	15,449	15,394	15,253	15,069	14,839	14,551
度会町	8,692	8,272	7,841	7,396	6,941	6,495	6,030
大紀町	9,846	8,955	8,098	7,253	6,458	5,733	5,078
南伊勢町	14,791	13,120	11,590	10,105	8,723	7,493	6,431
紀北町	18,611	17,232	15,862	14,482	13,146	11,881	10,707
御浜町	9,376	8,877	8,362	7,823	7,299	6,820	6,366
紀宝町	11,896	11,215	10,569	9,891	9,204	8,529	7,838

### 【人口集中地区(DID)の状況】

三重県における人口集中地区（DID）は、全体としては面積及び人口ともに増加傾向にあります。ただし DID 内人口密度は低下傾向にあるとともに、平成 22 年時点で 41.9 人/ha であり高くはない状況です。

圏域別にみると、面積は北勢・中南勢・伊賀圏域では拡大し、伊勢志摩圏域では横ばいであり、東紀州圏域では減少しています。DID 内人口密度については、北勢圏域では概ね密度を維持しているものの約 40 人/ha で高くはなく、中南勢圏域では概ね 46～47 人/ha で横ばいからやや低下傾向にあります。伊賀圏域の DID 内人口密度は比較的高く 50 人/ha 以上になっています（地形的要因によると考えられます）が、近年は低下傾向にあります。伊勢志摩圏域及び東紀州圏域の DID 内人口密度は大きく低下しつつあり、また、これら圏域では DID が消滅している地区があります。



出典：国勢調査をもとに作成

図 2-10 圏域別の DID 面積及び DID 内人口密度

【拠点区域への人口・施設の集積状況】

現行マスタープランで位置づけられている広域拠点及び地域拠点の区域には、県総人口の約1/4の人口が居住しています。また、県内の主要な公共公益施設の約3割が同区域内に立地しています。北勢圏域の拠点区域の人口は、概ね周辺より増加する傾向にありますが、今後は減少傾向になると予測されます。中南勢圏域では、全体として人口減少傾向にあるなかで、市街地周辺に位置する拠点区域の人口は直近で増加傾向にあり、将来的にも減少が比較的小さいと予測されます。伊勢志摩圏域では拠点区域での人口減少傾向がより大きくなっています。

※拠点区域：広域拠点については中心となる鉄道駅等の施設から半径1kmの範囲を、地域拠点については中心となる施設から半径800m（徒歩圏を想定）の範囲とします。

※主要な公共公益施設：二次救急指定等の主要な医療施設、福祉施設、児童福祉施設、文化体育施設、コミュニティ施設、教育施設、市役所・町役場、国・県の機関、警察署、消防署及び郵便局の合計数とします。なお、機能を単位に集計しています。（資料：国土数値情報（国土交通省）、保健医療計画（第5次改訂）（平成25年3月、三重県））

表 2-6 拠点区域内の人口（メッシュ集計による概数）

	平成17年					平成22年				
	総人口	拠点区域人口(概数)				総人口	拠点区域人口(概数)			
		広域拠点 (集積型)	広域拠点 (維持型)	地域拠点	合計 ※重複除く		広域拠点 (集積型)	広域拠点 (維持型)	地域拠点	合計 ※重複除く
北勢	823,631	51,000	96,100	52,000	197,100	840,179	52,500	98,200	53,900	202,700
中南勢	517,809	55,500	32,600	54,100	132,200	512,296	55,100	31,700	54,900	131,500
伊勢志摩	256,897	26,700	-	36,200	62,100	245,180	24,900	-	34,400	58,500
伊賀	182,779	29,500	-	4,800	34,300	177,491	29,600	-	4,800	34,400
東紀州	85,847	15,100	-	11,200	26,300	79,578	14,000	-	10,500	24,500
合計	1,866,963	177,700	128,700	158,300	452,000	1,854,724	176,000	129,900	158,600	451,600

	平成32年 ※推計値				
	総人口	拠点区域人口(概数)			
		広域拠点 (集積型)	広域拠点 (維持型)	地域拠点	合計 ※重複除く
北勢	834,424	51,000	97,600	54,800	201,600
中南勢	487,158	52,200	30,400	52,500	125,600
伊勢志摩	219,333	22,000	-	30,600	52,000
伊賀	164,525	27,500	-	4,300	31,800
東紀州	67,793	11,900	-	9,400	21,400
合計	1,773,233	164,700	128,000	151,600	432,400

	平成17年→平成22年 増減率					平成22年→平成32年 増減率				
	総人口	拠点区域人口				総人口	拠点区域人口			
		広域拠点 (集積型)	広域拠点 (維持型)	地域拠点	合計 ※重複除く		広域拠点 (集積型)	広域拠点 (維持型)	地域拠点	合計 ※重複除く
北勢	2.0%	3.0%	2.2%	3.7%	2.8%	-0.7%	-2.8%	-0.6%	1.7%	-0.5%
中南勢	-1.1%	-0.7%	-2.9%	1.5%	-0.5%	-4.9%	-5.1%	-4.0%	-4.3%	-4.5%
伊勢志摩	-4.6%	-7.0%	-	-5.0%	-5.7%	-10.5%	-11.4%	-	-11.1%	-11.1%
伊賀	-2.9%	0.4%	-	-0.2%	0.3%	-7.3%	-7.1%	-	-11.3%	-7.7%
東紀州	-7.3%	-7.6%	-	-6.3%	-7.1%	-14.8%	-14.6%	-	-10.4%	-12.8%
合計	-0.7%	-1.0%	0.9%	0.1%	-0.1%	-4.4%	-6.4%	-1.4%	-4.4%	-4.3%

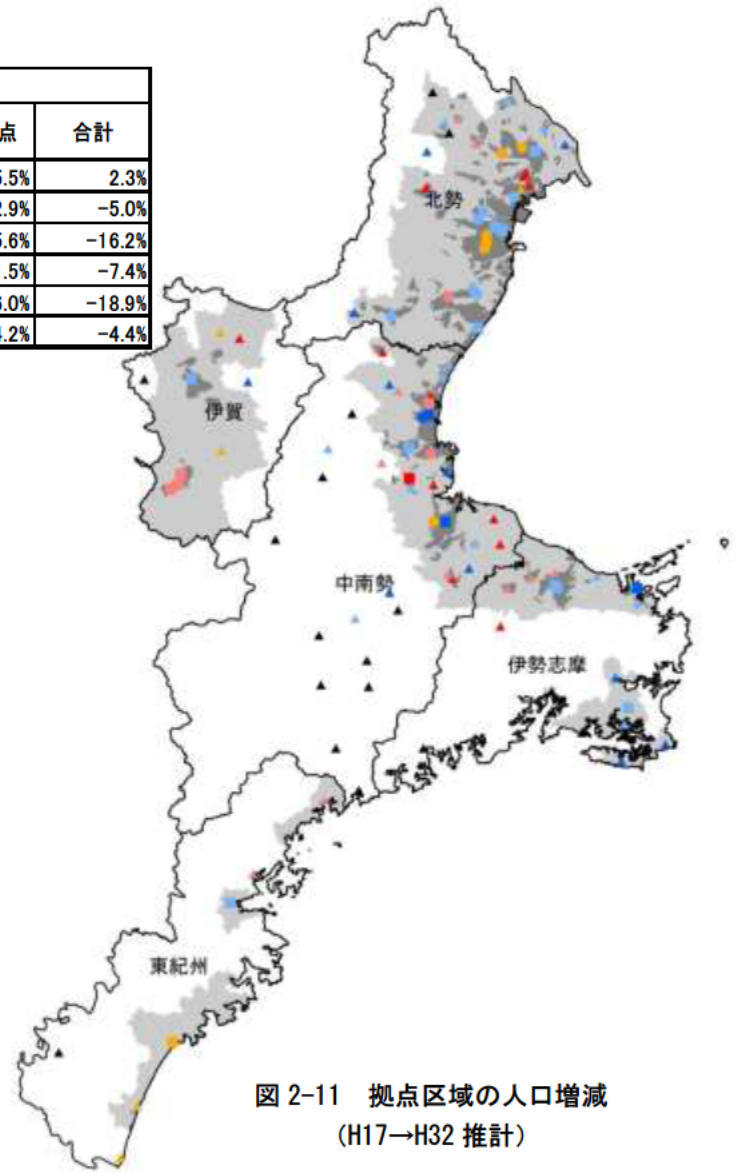
※図 2-9 に示すメッシュデータを集計した。

表 2-7 拠点区域内の居住人口・立地主要施設の比率（各圏域総数に対する比率）

	合計	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
人口(平成22年)	24%	24%	26%	24%	19%	31%
主要公共公益施設	31%	30%	34%	32%	29%	27%

※人口は図 2-9 に示すメッシュデータを集計し、施設は GIS 上で施設数を集計した。

H17→32 増減率	総人口	拠点区域人口			
		広域拠点 (集積型)	広域拠点 (維持型)	地域拠点	合計
北勢	1.3%	0.1%	1.6%	5.5%	2.3%
中南勢	-5.9%	-5.8%	-6.8%	-2.9%	-5.0%
伊勢志摩	-14.6%	-17.6%		-15.6%	-16.2%
伊賀	-10.0%	-6.7%		-11.5%	-7.4%
東紀州	-21.0%	-21.1%		-16.0%	-18.9%
合計	-5.0%	-7.3%	-0.5%	-4.2%	-4.4%



■ 都市計画区域  
 ■ 市街化区域又は用途地域  
 現行都市 MP による拠点  
 □ 広域拠点 (集積型)  
 ○ 広域拠点 (維持型)  
 △ 地域拠点  
 H17→H32 人口増減率 (%) の  
 各圏域平均値との差異  
 ■ 10ポイント以上小さい  
 ■ 5~10ポイント小さい  
 ■ 0~5ポイント小さい  
 ■ 0~5ポイント大きい  
 ■ 5~10ポイント大きい  
 ■ 10ポイント以上大きい

図 2-11 拠点区域の人口増減 (H17→H32 推計)

【大規模小売店舗の新規立地状況】

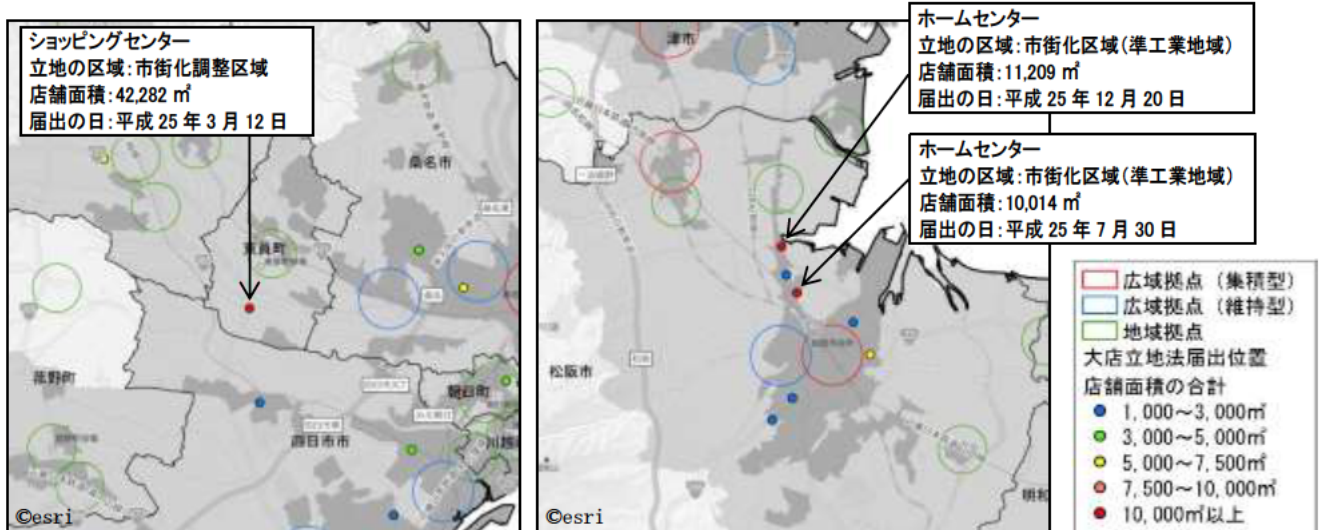
三重県において、平成 22 年度から平成 27 年度の間、大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>超）の新設の届出は 51 件がなされています。その位置を現行マスタープランの拠点区域の内外別に集計すると下記ようになります。これをみると、全体では届出件数の概ね 7 割、圏域別には少なくとも 6 割以上の大規模店舗は拠点の区域外に立地しており、拠点区域においてこれら店舗の集積が進んでいる状況にはありません。

表 2-8 大規模小売店舗の新設の届出位置(平成 22~27 年度)

件数	届出総数	広域拠点		地域拠点	拠点区域外	比率	届出総数	広域拠点		地域拠点	拠点区域外
		集積型	維持型					集積型	維持型		
北勢	20	1	5	2	12	北勢	100%	5%	25%	10%	60%
中南勢	18			3	15	中南勢	100%			17%	83%
伊勢志摩	8			2	6	伊勢志摩	100%			25%	75%
伊賀	3	1			2	伊賀	100%	33%			67%
東紀州	2				2	東紀州	100%				100%
合計	51	2	5	7	37	合計	100%	4%	10%	14%	73%

出典：三重県公報をもとに作成

また、大規模集客施設（店舗、飲食店、展示場、遊技場等）に供する建築物で当該用途の床面積の合計が1万㎡を超えるもの）の新規立地は広域拠点（集積型）においてのみ許容する方針としてきたところですが、大規模小売店舗のうち店舗面積が10,000㎡を超えるものが広域拠点の区域外に立地している例もあり、この方針が必ずしも守られてはいない状況にあります。



出典：三重県公報をもとに作成

図 2-12 店舗面積の規模別の大規模小売店舗の新設の届出位置（平成 22～27 年度）

### 【主要な交通施設】

平成 20 年以降では、新名神高速道路（平成 20 年）、近畿自動車道紀勢線（平成 21～26 年）、熊野尾鷲道路（平成 20 年、25 年）の供用が開始されています。



### 【資料】

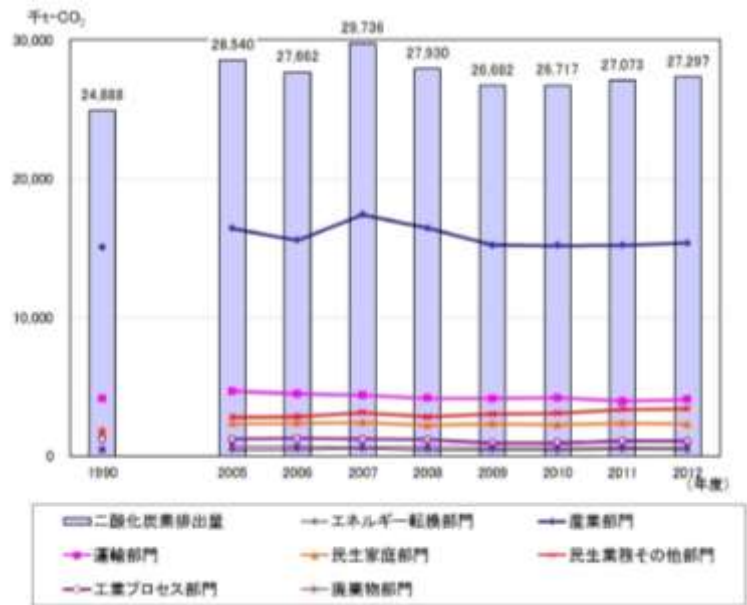
- ・国土数値情報「高速道路時系列データ（平成 26 年度）」「緊急輸送道路データ（平成 25 年度）」「鉄道データ（平成 26 年）」国土交通省
- ・都市計画基礎調査（平成 24 年度、三重県）

図 2-13 主要な交通施設の配置状況



**【環境負荷低減への取組】**

環境負荷への対策として平成24年3月に「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、各種の取組を実施しています。一方で、現在の三重県のCO<sub>2</sub>排出量は、運輸・工業プロセス部門で減少傾向を示しているものの、民生業務その他部門で特に増加し、全体的にも増加しているのが現状です。



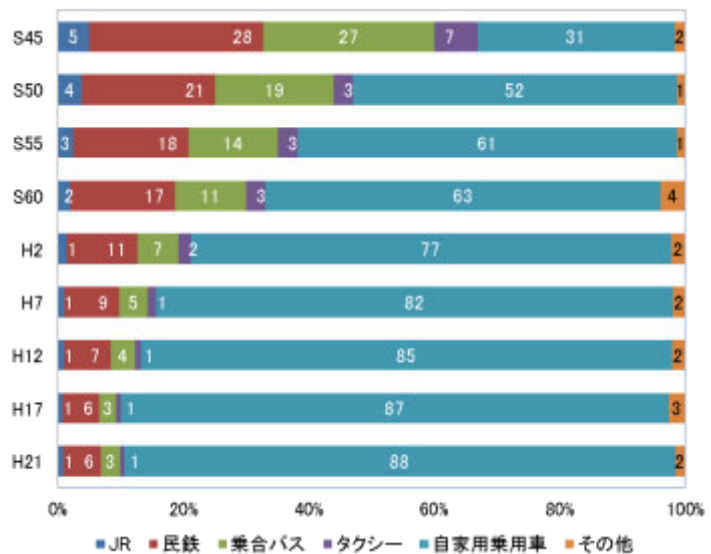
出典：「2012年度（平成24年度）三重県温室効果ガスの排出量について」

図 2-14 二酸化炭素排出量の推移

**c. 人が集まり交流する空間の形成**

公共交通機関は、子どもやお年寄りなど自動車を運転できない人たちにとって大切な移動手段であり、また、自家用車に比べて自然環境に優しい乗り物といえます。

しかし、三重県における輸送機関別の分担率をみると、自家用車が極端に増加しており、鉄道・バス等の公共交通機関が減少しています。



※自動車輸送統計の調査方法の変更（平成22年10月以降）により「自家用乗用車」は未発表で、平成22年以降はデータがありません。

出典：数字で見る中部の運輸（国土交通省中部運輸局）をもとに作成

図 2-15 三重県における輸送機関別分担率

人が集まり交流する空間としては各市町の中心市街地が想定されますが、各市町の中心市街地は商業機能の空洞化の状況が依然として継続しており、その活性化が大きな課題の一つとなっています。県内において、改正中心市街地活性化法に基づき中心市街地活性化基本計画の認定を受けて取組を実施しているのは、伊賀市（計画期間：[第1期]平成20年11月～平成26年10月、[第2期]協議中）及び伊勢市（計画期間：平成28年4月～平成33年3月）の2市です。

### ③安全で快適な生活環境の創造

#### a. 安全・安心な都市の構築

安全で快適な生活環境の創造のため、防災・減災に向けて必要な都市基盤整備を促進し、災害に強い都市づくりを進めてきました。しかし、東日本大震災の発生を契機として、想定以上の被害が発生する可能性が指摘されるようになっていきます。

全国的に、大雨が発生する頻度が上がっています。三重県においては、県内 20 地点における最近 10 年間（平成 16 年～平成 25 年）の 1 時間降水量 50 ミリ以上（非常に激しい雨）の観測回数は、30 年前の 10 年間と比較して約 1.2 倍であるとともに、同 80 ミリ以上（猛烈な雨）の観測回数は約 3.5 倍の増加になっています。



(津地方気象台からの提供資料を基に作成)

(上) 1 時間降水量 50 ミリ以上 (下) 1 時間降水量 80 ミリ以上

〔 20 地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜 〕

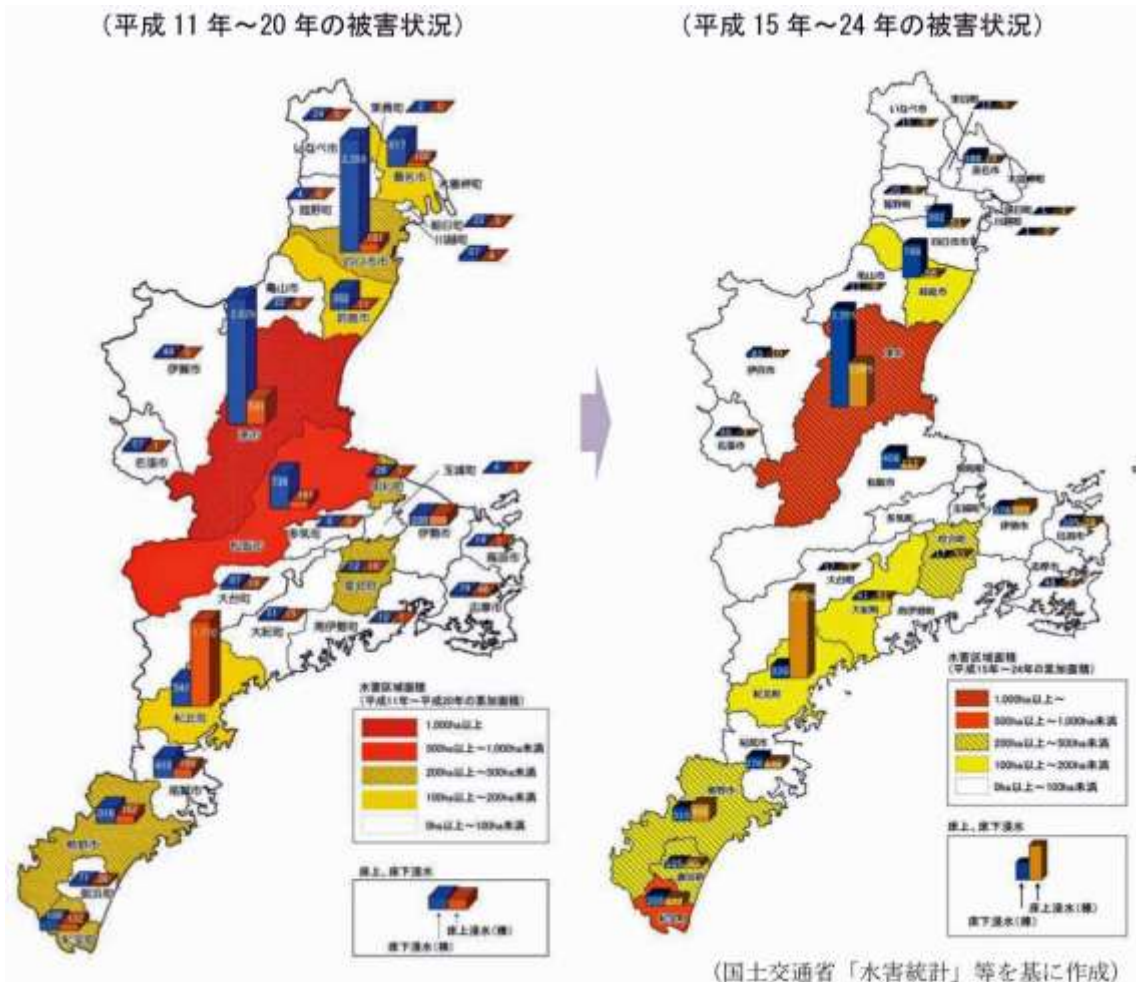
出典：三重県地域防災計画 風水害等対策編（平成 27 年 3 月修正）

図 2-16 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県 20 地点）

平成 11 年から平成 20 年まで、及び平成 15 年から平成 24 年までのそれぞれ 10 年間の洪水被害の状況を以下に示します。

平成 11 年から平成 20 年の被害状況には、東海豪雨をもたらした平成 12 年台風第 14 号により、県北部を中心に大きな浸水被害があったことが顕著に表れています。平成 15 年から平成 24 年の被害状況からは、平成 23 年の紀伊半島大水害による浸水被害が、県南部とりわけ紀南地域において顕著であったことがわかります。

また、全壊（流出を含む）もしくは半壊にいたった家屋数をみると、平成 15 年から平成 24 年の被害のほうがかかなり大きくなっており、紀伊半島大水害による被害が甚大であったことがわかります。



出典：三重県地域防災計画 風水害等対策編（平成 27 年 3 月修正）

図 2-17 県内における洪水被害の状況

表 2-9 全壊及び半壊棟数

	全壊棟数	半壊棟数	計
平成 11 年～20 年（10 年間）	29 棟	72 棟	101 棟
平成 15 年～24 年（10 年間）	108 棟	1,143 棟	1,251 棟

※上記の棟数には、洪水のほか土砂災害等による被災も含まれる。

（三重県「消防防災年報」を基に作成）

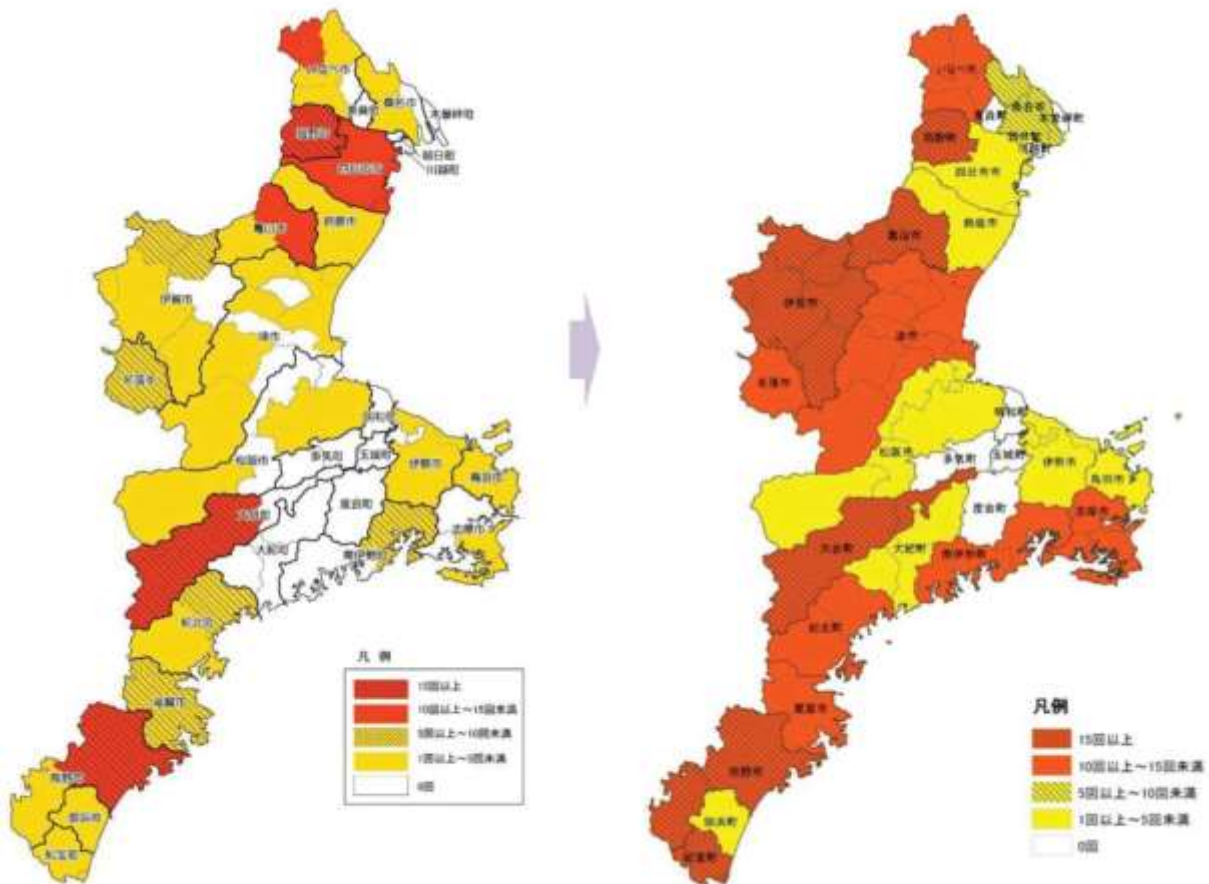
出典：三重県地域防災計画 風水害等対策編（平成 27 年 3 月修正）



三重県におけるがけ崩れ、土石流、地すべりなど土砂災害の発生回数は、近年において増加傾向を示しています。

(平成 11 年～20 年の発生状況)

(平成 16 年～25 年の発生状況)



※図中の細い実線は、旧 69 市町村(平成 15 年 11 月までの)の旧行政界を表す。  
(三重県防災砂防課資料「市町別(年別)災害発生件数」を基に作成)

出典：三重県地域防災計画 風水害等対策編(平成 27 年 3 月修正)

図 2-18 県内の土砂災害の発生状況

地震・津波については、平成 24 年度に国が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にしながら、下記の 2 つのクラスの地震を想定した三重県としての地震被害想定結果を平成 26 年 3 月に公表しました。また、これと併せて公表した津波浸水予測図と同じ内容を、平成 27 年 3 月に津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定として設定しました。

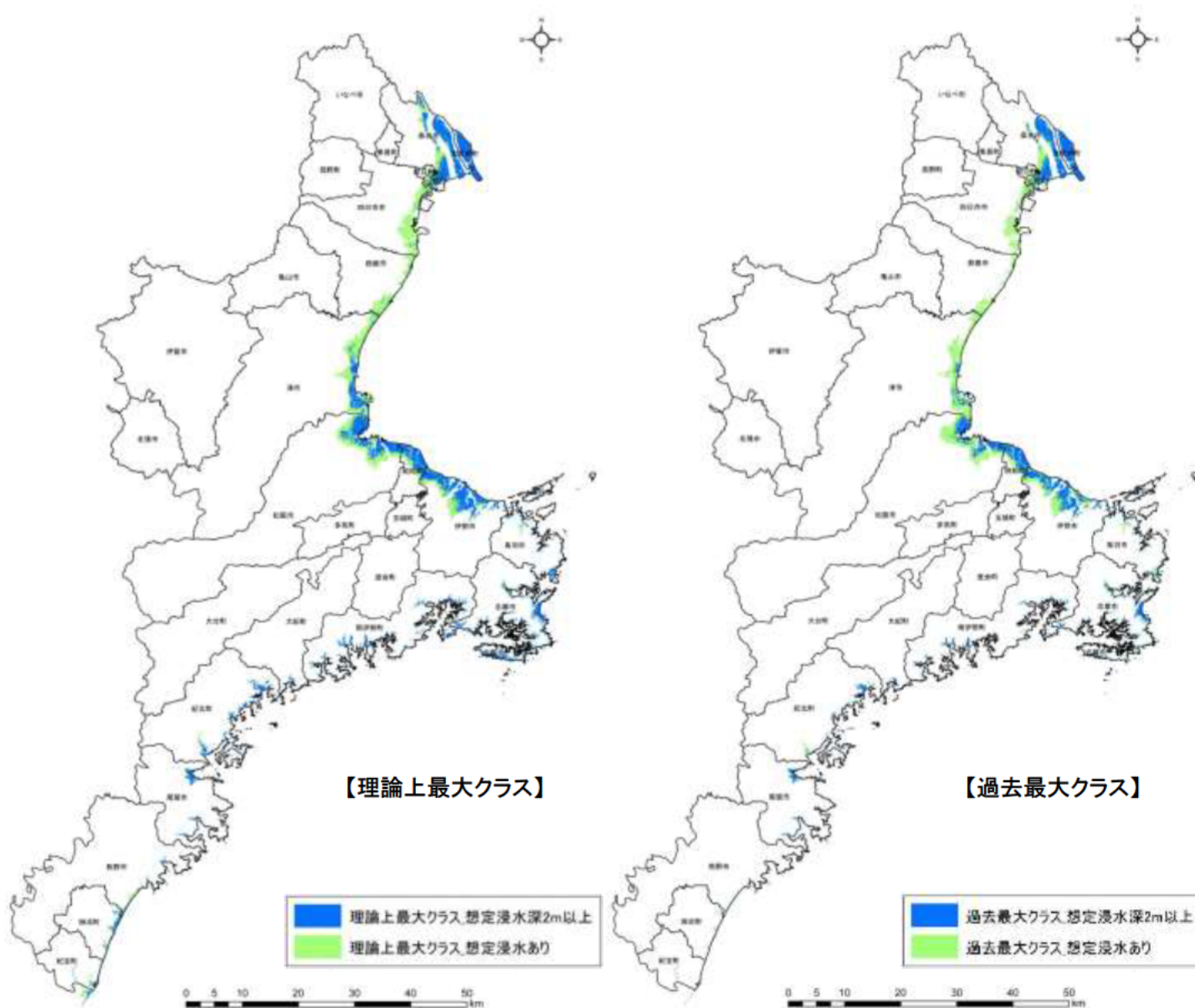
1. 過去最大クラスの南海トラフ地震：過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震
2. 理論上最大クラスの南海トラフ地震：あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震

被害想定では、理論上最大クラスの南海トラフ地震において、全焼・焼失棟数が約 248,000 棟、死者数の最大値約 53,000 人と想定しています。圏域別には、伊勢志摩圏域で約 20,000 人、東紀州で約 17,000 人となっています。

表 2-10 三重県津波浸水予測結果

地域区分	理論上最大			過去最大
	浸水面積 (ha)		三重県/内閣府	浸水面積 (ha)
	三重県	内閣府		三重県
北勢	8,210.93	480	17.11	6,640.09
中勢	8,873.34	3,690	2.40	7,557.09
伊勢志摩	8,768.50	7,670	1.14	7,509.06
東紀州	2,515.38	2,400	1.05	1,675.69
計	28,368.15	14,250	1.99	23,381.93
伊勢湾沿岸(伊勢市以北)	20,856.82	7,320	2.85	17,903.40
熊野灘沿岸(鳥羽市以南)	7,511.33	6,920	1.09	5,478.53

出典：平成 25 年版 三重県地震被害想定結果



出典：三重県地震被害想定結果をもとに作成

図 2-19 津波浸水想定

### 【津波浸水想定区域の居住人口及び立地施設】

南海トラフ地震（過去最大クラス）による津波浸水想定区域には、県総人口の約 16%が居住しているとともに、県内の主要な公共公益施設の約 18%が同区域内に立地しています。

※主要な公共公益施設：二次救急指定等の主要な医療施設、福祉施設、児童福祉施設、文化体育施設、コミュニティ施設、教育施設、市役所・町役場、国・県の機関、警察署、消防署及び郵便局の合計数とします。なお、機能を単位に集計しています。（資料：国土数値情報（国土交通省）、保健医療計画（第5次改訂）（平成25年3月、三重県））

表 2-11 津波浸水想定区域の居住人口・立地主要施設の比率（各圏域総数に対する比率）

	三重県	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
人口	16%	12%	18%	31%	—	20%
主要公共公益施設	18%	14%	14%	39%	—	27%

※人口は図 2-9 に示すメッシュデータを集計し、施設は GIS 上で施設数を集計した。

### 【広域拠点に関する津波浸水想定】

現行マスタープランに位置づけられている広域拠点のうち、以下の拠点については、その中心施設が過去最大クラスの場合の津波浸水想定区域内にあります。

集積型	桑名駅、JR 四日市駅、三重会館、伊勢市駅、宇治山田駅、鳥羽駅、鵜方駅
維持型	高茶屋駅

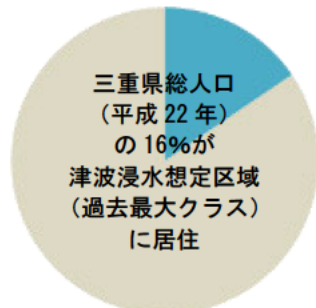


図 2-20 津波浸水想定区域内人口割合

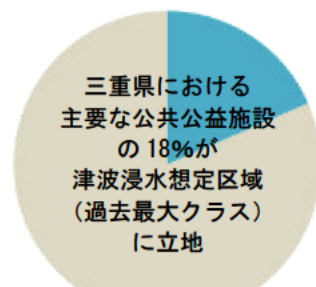
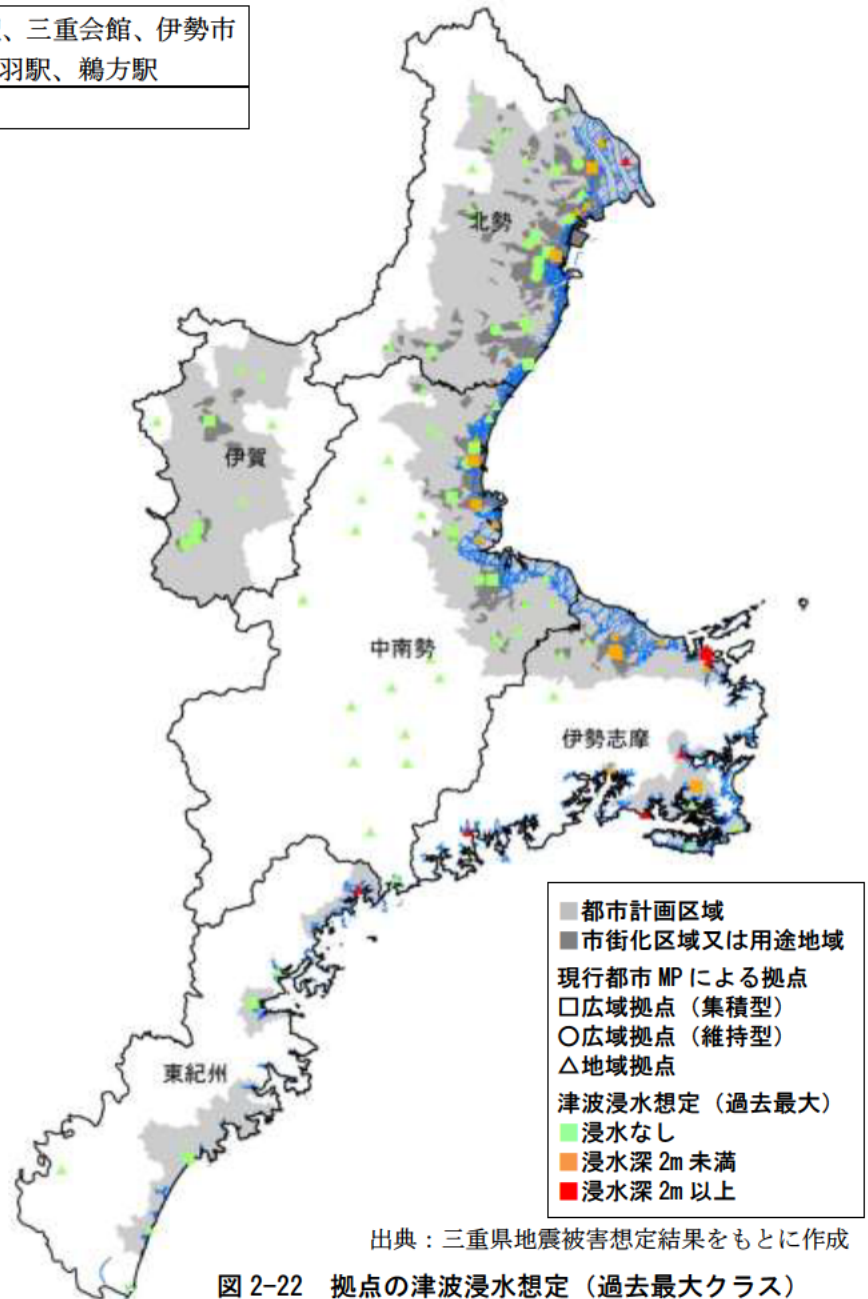


図 2-21 主要な公共公益施設津波浸水想定区域内立地割合

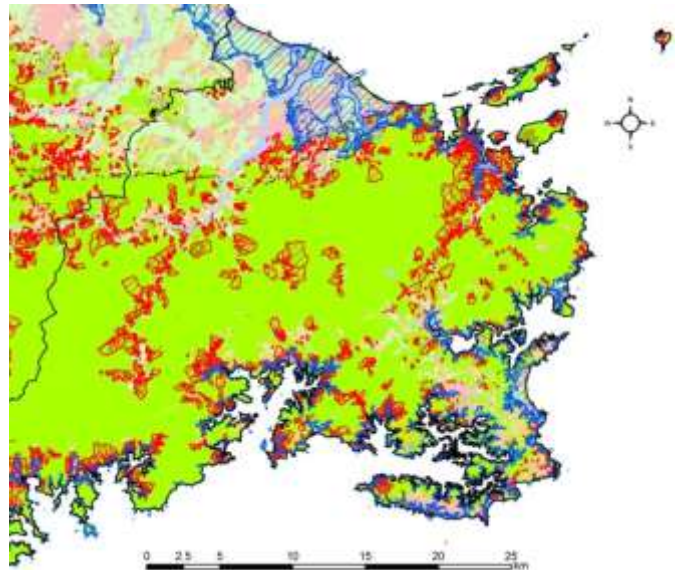


出典：三重県地震被害想定結果をもとに作成

図 2-22 拠点の津波浸水想定（過去最大クラス）

### 【地形等の特性】

県内の地域は様々な地理的特性を有しており、こうした地形等の特性によって、災害リスクのあり方や、土地利用の余地等に違いが生じることとなります。



出典：三重県地震被害想定結果、国土数値情報「土地利用細分メッシュデータ」(国土交通省)をもとに作成

図 2-23 地形等の特性(例：伊勢志摩圏域)

### b. 快適な生活環境づくり

都市計画道路においては、三重県全体で計画決定済みの都市計画道路の延長は1,417kmとなっています。そのうち北勢720km、中南勢361km、伊賀127kmの順となっています。

そして、整備率は伊勢志摩圏域が67%と高く、東紀州圏域が25%と低くなっていますが、その他の圏域は概ね50%程度の整備率となっています。

表 2-12 整備済み都市計画道路の延長及び道路整備率(圏域別)

圏域	計画決定・都市計画道路延長(m)				整備済み延長(m)	整備率(%)
	自動車専用道路	幹線道路	区画道路・その他	合計		
北勢圏域	68,113	640,502	11,500	720,115	327,396	45.46
中南勢圏域	0	357,095	3,920	361,015	170,848	47.32
伊勢志摩圏域	8,100	100,594	0	108,694	73,770	67.87
伊賀圏域	6,780	119,165	1,060	127,005	64,702	50.94
東紀州圏域	54,620	45,024	980	100,624	25,406	25.25
三重県計	137,613	1,262,380	17,460	1,417,453	662,122	46.71

資料：都市計画基礎調査

下水道においては、市町と連携して流域下水道や公共下水道の整備を進めてきた結果、下水道普及率は平成26年度末で50.7%まで向上しましたが、全国の77.6%を下回っている状況です。ただし、農業集落排水施設等や合併処理浄化槽等を合わせた汚水処理人口普及率は、全国の89.5%に対して82.2%と差は小さくなってきています。

圏域別では、北勢圏域、中南勢圏域、伊賀圏域では汚水処理人口普及率が80%を超えている一方、伊勢志摩圏域や東紀州圏域では低くなっています。

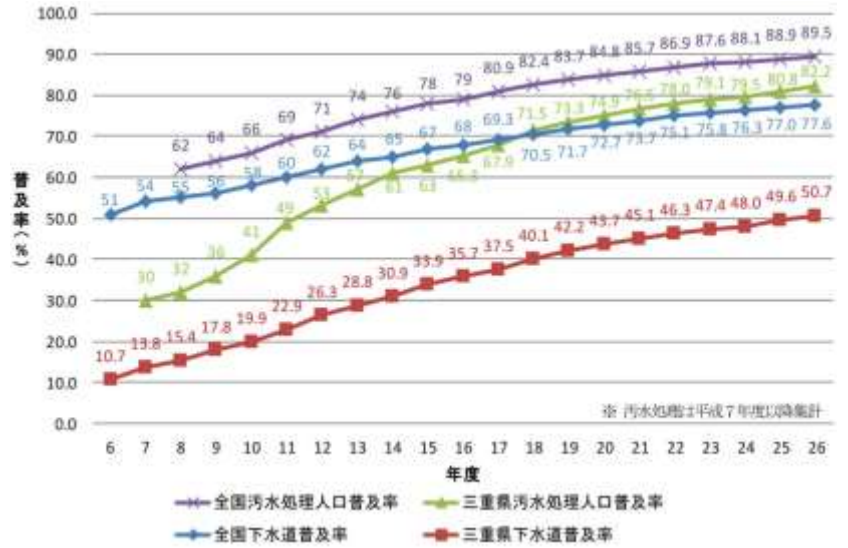
※ここでいう「下水道普及率」及び「汚水処理人口普及率」とは、以下による値です。

- ・下水道普及率=下水道処理区域内人口÷住民基本台帳人口
- ・汚水処理人口普及率=下水道・農業集落排水施設等・合併処理浄化槽等処理区域内人口÷住民基本台帳人口

表 2-13 三重県における汚水処理人口普及率及び下水道普及率  
(平成 26 年度末時点)

	汚水処理人口普及率	下水道普及率
三重県	82.2%	50.7%
北勢	92.0%	69.3%
中南勢	80.5%	43.9%
伊勢志摩	63.3%	35.2%
伊賀	85.9%	22.3%
東紀州	35.0%	3.3%

出典：みえの下水道 2015-2016（三重県県土整備部下水道課）をもとに作成



※平成 22 年度末は岩手県、宮城県、福島県を除く。

※平成 23 年度末は岩手県、福島県を除く。

※平成 24・25・26 年度末は、福島県を除く。

出典：みえの下水道 2015-2016（三重県県土整備部下水道課）

図 2-24 汚水処理人口普及率及び下水道普及率の推移









④ 地域活力の維持・向上

a. 広域道路ネットワーク等を活かした産業集積

三重県では、人口減少の中でも地域の活性化と生活水準の維持向上を図るためには連携の推進が不可欠と考え、産業集積・広域交流の推進など地域振興に大きな影響を与える高規格道路ネットワークの早期形成を優先課題として、新名神高速道路・近畿自動車道紀勢線・熊野尾鷲道路及び東海環状自動車道などの整備を促進してきました。

昨今の状況から、成長が期待される次世代自動車産業、航空機・宇宙産業などを支える産業分類にはない高度部材産業や先端技術産業（創エネ、畜エネ、省エネ）などの「先端ものづくり産業」、地域に密着した観光関連産業、徹底した顧客志向型産業などの「サービス産業」、今後の新しいビジネスモデルが期待される環境・エネルギー（クリーンエネルギー）関連産業や医療・健康関連産業（ライフイノベーション）などの「社会的問題解決型成長産業」の市場創出に取り組む方針が、平成24年度策定の「みえ産業振興戦略」に示されています。

これらの戦略の実現を支援するためにも、広域ネットワークの形成は重要な役割を果たすことが期待されます。

【工場立地動向】

工場立地動向調査をもとに工場の立地状況（敷地面積1,000㎡以上の工場用地等の取得状況等）をみると、平成元年以降は概ね減少する傾向にあります。平成25年に件数、面積ともに増加していますが、太陽光発電を目的とした電気業の立地案件の増加によるものであり、これを除くと引き続き減少傾向にありました。ただし、直近の平成27年は、電気業を除く件数・面積がともに増加しています（件数87%増、面積81%増）。これは、前年と概ね同水準であった全国の傾向（件数4%増、面積5%減）と比較しても大きな増加になっています。



※平成27年調査から電気業のうち太陽光発電施設が対象外になったため、平成27年は件数・面積の値が減っています。  
出典：経済産業省「工場立地動向調査」、三重県企業誘致推進課資料をもとに作成

図 2-25 工場立地動向の推移

平成20年以降の電気業を除く立地動向をみると、圏域別では北勢圏域及び中南勢圏域で立地が多く、伊賀圏域においてもある程度の立地があります。一方で、伊勢志摩圏域及び東紀州圏域では立地件数が少なく、立地に係る平均の面積が小さくなっています。

表 2-15 圏域別工場立地動向の推移（電気業を除く）

		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		合計		
		件数	敷地面積	件数	敷地面積	件数	敷地面積	件数	敷地面積	件数	敷地面積	件数	敷地面積	件数	敷地面積	件数	敷地面積	件数	敷地面積	平均面積
全県	合計	23	58.8	32	84.1	19	40.3	30	39.7	20	27.1	15	26.1	15	16.4	28	29.2	182	321.7	1.8
	新設	12	18.7	17	46.6	12	34.3	20	33.7	16	23.1	12	21.3	12	13.4	22	26.3	123	217.2	1.8
	増設	11	40.0	15	37.6	7	6.0	10	6.0	4	4.1	3	4.8	3	3.1	6	2.8	59	104.5	1.8
北勢圏域	合計	15	44.1	18	47.4	6	20.8	13	8.9	9	19.6	7	12.7	7	7.8	13	14.9	88	176.3	2.0
	新設	7	12.6	9	27.3	4	20.4	8	5.9	6	15.8	7	12.7	5	5.3	11	13.9	57	114.0	2.0
	増設	8	31.5	9	20.1	2	0.4	5	2.9	3	3.8	-	-	2	2.5	2	1.1	31	62.4	2.0
中南勢圏域	合計	3	6.5	7	24.6	6	6.0	14	26.1	3	1.9	4	10.2	3	4.4	3	2.5	43	82.1	1.9
	新設	1	0.7	4	9.9	3	2.2	10	24.3	2	1.6	2	7.5	3	4.4	3	2.5	28	53.0	1.9
	増設	2	5.8	3	14.7	3	3.8	4	1.8	1	0.3	2	2.7	-	-	-	-	15	29.1	1.9
伊勢志摩圏域	合計	-	-	-	-	4	2.4	2	3.4	4	3.2	4	3.2	2	0.9	1	0.5	17	13.6	0.8
	新設	-	-	-	-	2	0.6	2	3.4	4	3.2	3	1.0	2	0.9	1	0.5	14	9.7	0.7
	増設	-	-	-	-	2	1.8	-	-	-	-	1	2.1	-	-	-	-	3	3.9	1.3
伊賀圏域	合計	3	7.7	5	11.5	3	11.1	1	1.3	4	2.4	-	-	1	0.5	9	9.4	26	44.0	1.7
	新設	2	5.0	3	9.0	3	11.1	-	-	4	2.4	-	-	-	5	7.6	17	35.1	2.1	
	増設	1	2.7	2	2.6	-	-	1	1.3	-	-	-	-	1	0.5	4	1.8	9	8.9	1.0
東紀州圏域	合計	2	0.5	2	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2.8	2	1.8	8	5.7	0.7
	新設	2	0.5	1	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2.8	2	1.8	7	5.5	0.8
	増設	-	-	1	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.2	0.2

出典：三重県企業誘致推進課資料をもとに作成

### 【工業系土地利用誘導ゾーンと工場立地の位置】

現行マスタープランでは、用途地域外における工業系土地利用構想・計画地及び工業系用途地域で2ha以上の未利用地がある区域を「工業系土地利用誘導ゾーン\*1」と位置づけ、大規模工業施設の立地を促進してきました。

これと、平成22年度から平成27年度の間における工場立地法に基づく特定工場\*2の届出位置の対応状況を以下に整理します。

\*1 工業系土地利用誘導ゾーン：現行の「工業系土地利用誘導ゾーン」は、大規模工場誘致にあたって迅速な手続きを可能にすることで、立地の促進を図ろうとするものです。市街地外の県マスタープランに位置づけのない位置に立地しようとする場合は、適正な土地利用調整等の手続を経た上で立地が可能になります。

\*2 特定工場：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業（加工修理含む）、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電所を除く）に係る工場又は事業場をいいます。

表 2-14 工場立地法に基づく特定工場の届出状況（H22-27）

立地区域		届出件数			
		新設	変更	うち工業系土地利用誘導ゾーン内	
				新設	変更
市街地内	市街化区域	9	33	3 (33%)	7 (21%)
	用途地域	5	7	1 (20%)	
	計	14	40	4 (29%)	7 (18%)
市街地外	調整区域	7	9	2 (29%)	1 (11%)
	白地	7	11	3 (43%)	1 (9%)
	都計外	5	4		
	計	19	24	5 (26%)	2 (8%)
合計		33	64	9 (27%)	9 (14%)

※市街地内：市街化区域、非線引用途地域

※市街地外：市街化調整区域、非線引用途未指定地域、都市計画区域外  
出典：特定工場新設（変更）届出調書をもとに作成

新設又は変更の届出のあった特定工場97件（新設33件・変更64件）のうち、その位置が工業系土地利用誘導ゾーン内であるものは、新設が9件（27%）、変更が9件（14%）となっています。

市街地外の工業系土地利用誘導ゾーン外に位置するものは36件（新設14件・変更22件）です。このうち、都市計画区域外であったものが9件あります。その他、伊賀圏域に位置するものが17件（新設7件・変更10件）と比較的多くなっていますが、伊賀圏域における届出の位置は全てが工業系土地利用誘導ゾーンからは外れています。（現行では、伊賀圏域での工業系土地利用誘導ゾーンは、全て市街地内に設定されています。）工業系土地利用誘導ゾーンの設定位置が、企業が立地を希望する位置に合っていないのではないかと考えられます。

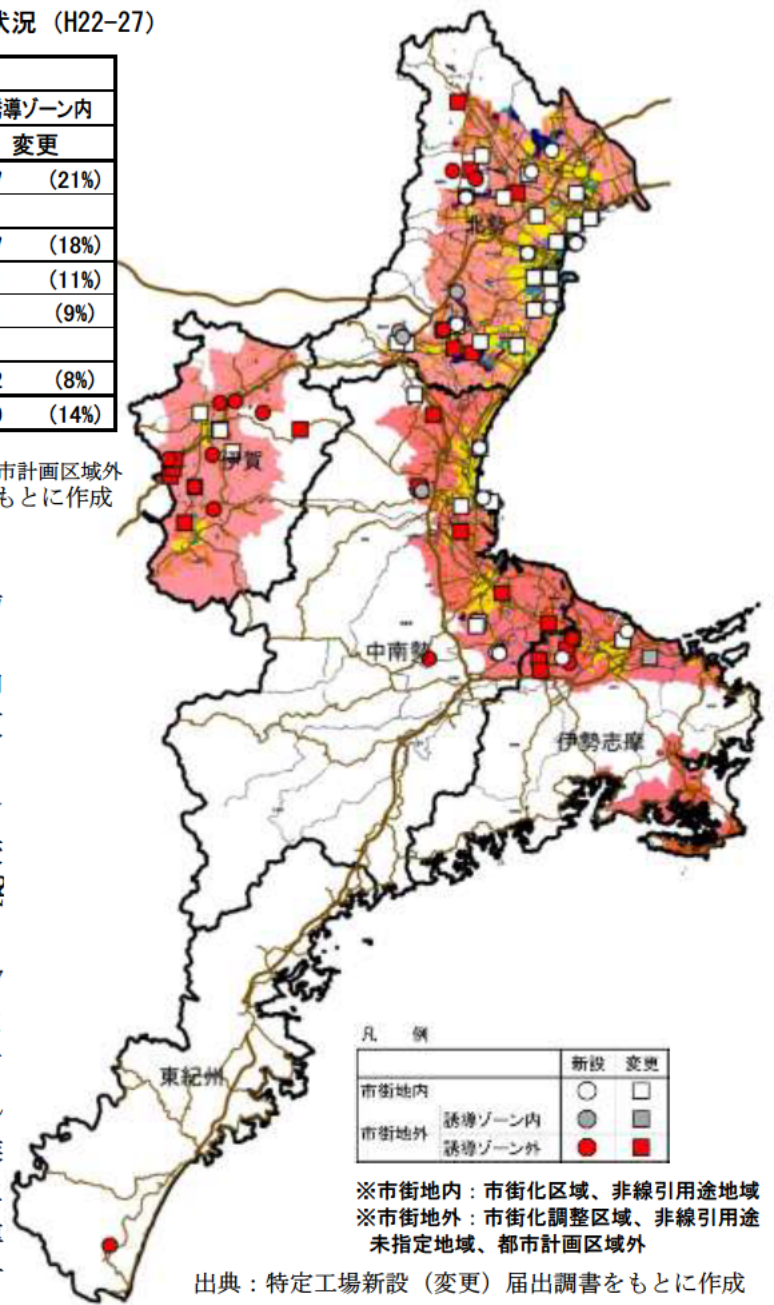


図 2-26 工場立地法に基づく特定工場の届出状況（H22-27）

【事業所数及び事業所敷地面積】

平成元年以降の従業員数 30 人以上の工場の事業所数及び事業所敷地面積の推移をみると、北勢圏域・中南勢圏域では事業所数は減少傾向にあります。伊賀圏域では事業所数・敷地面積ともにゆるやかな増加傾向ですが、概ね横ばいです。伊勢志摩圏域・東紀州圏域では、事業所数・敷地面積はいずれも減少傾向になっています。



出典：三重の工業（三重県戦略企画部統計課）をもとに作成  
図 2-27 工場の事業所数（従業員 30 人以上の事業所）



出典：三重の工業（三重県戦略企画部統計課）をもとに作成  
図 2-28 工場の事業所敷地面積（従業員 30 人以上の事業所）

市町別では、いなべ市、東員町、菰野町、多気町、名張市などで事業所数が増加しています。一方、伊勢志摩圏域や東紀州圏域の市町においては、事業所数は大きく減少しています。

表 2-17 工場の事業所数(従業員 30 人以上の事業所)

	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	
北勢	四日市市	199	199	166	138	148	136
	桑名市	97	73	70	68	73	65
	鈴鹿市	88	86	69	73	66	65
	亀山市	44	50	47	42	43	44
	いなべ市	42	48	43	44	50	51
	木曽岬町	8	8	9	11	12	12
	東員町	15	18	18	19	22	22
	菰野町	27	35	36	34	42	39
	朝日町	7	8	7	10	10	8
	川越町	18	16	16	16	16	14
計	545	541	481	455	482	456	
中南勢	津市	143	151	133	115	124	119
	松阪市	98	103	103	92	93	86
	多気町	10	12	11	11	15	16
	明和町	16	15	18	11	15	13
	大台町	7	6	6	4	5	4
	大紀町	11	9	8	8	7	8
計	285	296	279	241	259	246	
伊勢志摩	伊勢市	87	77	73	63	49	50
	鳥羽市	8	7	5	2	2	3
	志摩市	24	24	19	17	11	7
	玉城町	12	14	12	10	12	11
	度会町	6	5	1	3	3	1
	南伊勢町	13	12	7	4	4	1
計	150	139	117	99	81	73	
伊賀	名張市	36	43	52	47	49	47
	伊賀市	98	109	104	94	99	99
	計	134	152	156	141	148	146
東紀州	尾鷲市	12	11	6	7	4	3
	熊野市	13	12	5	4	4	2
	紀北町	14	16	12	10	8	4
	御浜町	1	-	-	1	1	1
	紀宝町	7	6	5	3	3	4
計	47	45	28	25	20	14	
三重県合計	1,161	1,173	1,061	961	990	935	

出典：三重の工業（三重県戦略企画部統計課）をもとに作成

### 【三重県における産業の特性】

三重県及び各圏域の産業の特性について整理します。

表 2-18 三重県及び各圏域の産業の特性

		産業の特性
三重県		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレクトロニクス、電気機械器具、輸送用機械器具製造業が中核産業。</li> <li>・化学工業は付加価値構成比、生産波及効果が大。</li> <li>・漁業の生産性高い。</li> <li>・サービス産業の生産性向上が必要。</li> </ul>
圏域	北勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油化学コンビナート、自動車、電子デバイス関連の事業所が集積。</li> <li>・製造品出荷額等、従業者数、事業所数ともに、県全体の過半以上。</li> </ul>
	中南勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子部品、医薬品、自動車部品等の比較的大規模な事業所が立地。</li> <li>・航空機産業の新たな拠点となる事業所が立地。</li> <li>・サービス業の事業所及び従業者割合が高い。</li> </ul>
	伊勢志摩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢神宮や伊勢志摩国立公園など、世界に誇る観光資源を有する。</li> <li>・製造業では、電子部品、食品加工等が集積。</li> <li>・農林水産業も地域の重要な産業。</li> </ul>
	伊賀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、自動車部品等の比較的大規模な事業所が立地。</li> <li>・近畿圏に本社を有する多くの事業所が進出。</li> </ul>
	東紀州	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産熊野古道など、世界に誇る観光資源を有する。</li> <li>・製造業では食品加工が比較的多く立地。</li> <li>・農林水産業も地域の重要な産業。</li> </ul>

出典：経済産業省「平成 24 年経済センサス」「三重県の地域経済分析」、三重県「地域再生計画 三重県企業拠点強化（本社機能移転等）促進プロジェクト」をもとに作成

#### b. 個性を活かした集客交流の推進

平成 16 年の熊野古道の世界遺産登録、平成 25 年に実施された伊勢神宮の式年遷宮、平成 28 年に開催された伊勢志摩サミットなどを契機として、地域資源を最大限に活かした三重県の魅力を情報発信してきています。観光入込客数は、式年遷宮が行われた平成 25 年をピークにして平成 26 年にやや減少していましたが、平成 27 年には再び増加しています。

表 2-19 圏域別観光入込客数の推移（単位：千人）

	合計	北勢地域	中南勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	東紀州地域
平成 21 年	33,698	13,511	5,901	9,278	3,374	1,634
22	35,622	16,215	6,350	9,092	2,358	1,607
23	35,653	16,414	6,493	8,784	2,417	1,545
24	37,868	17,236	7,039	9,041	2,781	1,771
25	40,799	17,271	6,166	12,611	2,940	1,811
26	38,243	16,742	6,119	10,468	2,973	1,941
27	39,212	18,195	6,304	9,325	3,197	2,191

出典：三重県統計書（平成 26 年まで）及び三重県雇用経済部観光局観光政策課資料（平成 27 年）をもとに作成

#### ⑤ 県民が主役の地域づくり

都市づくりの主役は県民との観点から、県民の参画と協働による取組を推進するため、都市計画や都市づくりに関する知識の普及や積極的な情報提供を行うとともに、県民意見の反映機会の増加を図るなど、県民が参画しやすい環境づくりを進めてきました。さらに、平成 24 年 4 月に策定した「みえ県民力ビジョン」では、「協創」による三重づくりを進めていきたいとしています。

地域の方々を交えたワークショップ等の手法による企画・計画段階からの計画づくりなど、

住民との協働による地域の個性を活かしたまちづくりを進めてきており、これまでに以下のような取組を行ってきました。

＜景観まちづくりプロジェクト事業：平成 19 年度～＞

- ・外宮前地区（平成 19～20 年度：伊勢市、外宮参道懇話会など）
- ・丹生地区（平成 19～20 年度：多気町、丹生地区街道まちづくり委員会など）
- ・女鬼峠地区（平成 19～21 年度：多気町、女鬼峠・街道まちづくり会など）
- ・斎宮地区（平成 19～21 年度：明和町、史跡斎宮跡・伊勢街道まちづくり会など）
- ・上多気地区（平成 19～22 年度：津市、伊勢本街道を活かした地域づくり協議会など）
- ・美旗地区（平成 21～22 年度：名張市、美旗まちづくり協議会など）
- ・三木里地区（平成 23～24 年度：尾鷲市、三木里地区グリーンツーリズム推進会議など）
- ・木本地区（平成 24～27 年度：熊野市、木本港（海岸）堤防修景化事業検討会など）

また、日本風景街道「伊勢熊野みち」の活動として、伊勢神宮から熊野三山を結ぶ世界遺産熊野古道伊勢路を中心に、地域住民と行政の協働のもと、「世界遺産熊野古道を巡る癒しともしのふれあい街道づくり」をテーマに、環境の保全と自然・歴史・文化的資源を活用した地域づくりに取り組んでいます。（資料：三重県県土整備部景観まちづくり課）

また、地域住民をはじめとする多様な方々が、主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことができる制度である都市計画提案制度については、手続に関する基準（都市計画提案制度手続基準）を定め、提案に係る手続を円滑に進められるよう、事前相談等を受け付けています。

### 3) 圏域ごとの状況

ここでは 5 圏域ごとの状況について整理します。

#### a. 北勢圏域

北勢圏域では、平成 22 年まで人口増加は継続しています。また、高齢化率は 21% で 5 圏域のなかで最も低くなっています。しかし、DID については、面積が拡大する一方で人口密度は横ばいであり、県内の他の圏域と比べて DID の人口密度が低い状況になっています。

製造品出荷額等は順調に伸びている一方で、商品販売額は減少傾向が続いています。東員町の市街化調整区域内に大規模商業施設の立地がみられ、また、いなべ市・菰野町・亀山市等において用途地域外での建築着工も多くみられます。

都市計画道路の整備率は約 45%にとどまっています。

沿岸部に市街地が集積しているなか、南海トラフ地震による津波被害の予測（過去最大クラス）では約 6,600ha が浸水すると想定されています。

今後、東海環状自動車道等の整備が予定されており、広域交通ネットワークに近接するメリットを活かした地域経済の活性化が期待されています。

また、市町村合併に伴い、いなべ市には複数の都市計画区域が存在しています。

#### b. 中南勢圏域

中南勢圏域では、平成 17 年をピークに人口減少に転じており、特に用途地域内の人口減少が都市計画区域内の人口減少よりも大きくなっています。また、人口密度についても、用途地域内において 4% 近く低下しています。

製造品出荷額や商品販売額は減少傾向が続き、就業者数も減少しています。

都市計画道路の整備率は約 47%にとどまっています。

沿岸部に市街地が集積しているなか、南海トラフ地震による津波被害の予測（過去最大クラス）では約 7,600ha が浸水すると想定されています。

中南勢圏域では一定程度の工業立地の需要が見込まれ、中勢北部サイエンスシティなど、中

勢バイパス等の幹線道路沿道や IC 周辺での企業立地などによる地域経済の活性化が期待されています。

また、市町村合併に伴い、津市には複数の都市計画区域が存在しています。

#### c. 伊勢志摩圏域

伊勢志摩圏域では人口減少が続いており、人口密度も低下傾向が続いています。また、高齢化率は 28% となっており、少子高齢化が進んでいます。特に圏域南部の志摩市・南伊勢町等でこうした傾向が顕著になっています。

製造品出荷額は平成 22 年までは減少傾向でしたが、平成 25 年には増加に転じています。一方で、商品販売額は継続して減少しており、県内で最も減少率が高くなっています。また、就業人口（従業地）についても、平成 17 年と平成 22 年を比較すると 20% 減少しています。

観光に関しては、平成 25 年の伊勢神宮の式年遷宮を契機として観光入込客数が大幅に増加しましたが、平成 26 年にはやや減少しています。

南海トラフ地震による津波被害の予測（過去最大クラス）では約 7,500ha が浸水すると想定されています。伊勢志摩圏域では、伊勢湾に面する伊勢市、リアス式海岸で津波の浸水深が大きくなると想定される鳥羽市以南等、地域の特性によって津波被害の状況が異なることが想定されています。

#### d. 伊賀圏域

伊賀圏域では、平成 12 年をピークに人口減少が始まっています。高齢化率は北勢圏域に次いで低い状況となっていますが、中心市街地において高齢化率が高い状況になっています。エリア別には、新規の住宅団地で人口が増加している一方、中心市街地及び古くからの住宅団地で人口減少が大きくなっています。

また、製造品出荷額は継続して増加していますが、商品販売額は減少傾向が続いています。

伊賀圏域は中部圏・関西圏の中間に位置し、名阪国道を利用して新名神自動車等の広域交通ネットワークにアクセスできるという地理的な特性を有しています。これを活かした IC 周辺等での産業集積による地域経済の活性化が期待されています。

また、市町村合併に伴い、伊賀市には複数の都市計画区域が存在しています。

#### e. 東紀州圏域

東紀州圏域では、平成 17 年から平成 22 年の人口減少率は 7% になっており、世帯数も減少しています。また、高齢化率も約 35% と非常に高くなっています。

また、製造品出荷額・商品販売額ともに減少しています。

山がちであること、リアス式海岸の複雑な海岸線を有すること、大都市への物理的な距離があることなど、地理的な制約を有していますが、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路の開通による移動時間の短縮が地域の活性化に寄与することが期待されています。

南海トラフ地震による津波被害の予測（過去最大クラス）では約 1,700ha が浸水すると想定されています。面積は北勢圏域や中南勢圏域より小さいものの、地形の特徴から平地部はもともと少なく、また、津波高が高くなるとの予測もあります。

#### 4 三重県の都市づくりにおける課題整理

上記「1. 近年の全国的な社会情勢と三重県の状況」、「2. 関連する諸計画、法整備等の動向」及び「3. 現行マスタープランの検証」を踏まえ、三重県の都市づくりにおける課題を整理します。

##### ■美しく魅力と個性にあふれる地域づくりについて

都市計画区域内の都市公園・緑地の整備状況は、三重県全体の平均では10.65m<sup>2</sup>/人と都市公園法施行令の標準値（10m<sup>2</sup>/人）を満たしていますが、圏域別では不足している圏域があります。

このため、災害時のオープンスペースを確保する観点も踏まえ、今後も整備を促進する必要があります。また、歴史・文化、景観等の地域資源を活かし、個性あるまちづくりにつなげていく必要があります。

県としては、広域的な緑地等について保全・整備等を行う一方で、上記のような取組については市町が主体となって地域の個性を活かした緑や歴史・文化、景観等に対してきめ細やかに取組むことが有効であるため、市町の取組を支援・補完していく必要があります。

##### ■持続可能な地域づくりについて

人口減少・少子高齢化が進展するなか、「コンパクト＋ネットワーク」による都市・地域づくりが全国的な考え方になっています。三重県においては、持続可能な地域づくりのための集約型都市構造の構築に向けて、広域拠点の設定による大規模商業施設の郊外立地の抑制や各種機能の集約化の取組等を実施してきました。しかし、既成市街地内の人口密度は低下傾向にあり、また、拠点への都市機能の集約が進んでいる状況にあるとはいえません。

今後は、新たに創設された立地適正化計画を具体的な実現手法の一つと想定した方針を示し、集約型都市構造の構築に向けた取組を発展させる必要があります。その上では、鉄道沿線にある程度の規模を有する都市が連なっているという三重県の特性を生かした都市構造を形成し、各都市の機能分担を図る等のことが考えられます。

##### ■安全で快適な生活環境の創造について

大量の降雨の頻度が増加しており、これによる大規模な土砂災害や浸水被害の発生が懸念されています。また、南海トラフ地震及びそれに伴う津波は、三重県に大きな被害を生じさせると予測されています。このような大規模自然災害に対して、現状の土地利用や施設配置、地形等の地域特性を踏まえた都市計画としての対応方針を示し、都市における災害リスクの低減を図る必要があります。とくに地震・津波に対しては、「三重県 地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」に基づく取組を積極的に進めていくことが必要です。

快適な生活環境づくりについては、今後の人口減少や財政状況等を踏まえ、新規整備の推進を主眼にするのではなく、積極的な既存ストックの活用を図る必要があります。今後は、持続可能な都市経営を可能にする観点から、将来都市構造を見据えながら効率的な公共施設等の維持・更新・整備を進めていく必要があります。

##### ■地域活力の維持・向上について

人口減少下において、地方都市における自立的な経済・生活圏の形成が求められています。

こうした一環として、三重県においてはこれまで「工業系土地利用誘導ゾーン」の運用による大規模工業施設の立地誘導等を図ってきましたが、計画的に実施されてきたとは言い難い状況です。これらの運用を改善する等により、地域経済の活性化と雇用促進を図っていく必要があります。

また、特に県の南部地域においては農林水産業や観光業等の地域資源を活かした産業が大きな

比重を占めており、これら産業の振興を図るために必要な環境整備等を進めていくことが必要です。

#### ■県民が主役の地域づくりについて

身近な生活環境の整備や、歴史・文化、景観等の地域資源を活かしたまちづくりは、住民が主体となった活動が期待される場面であると考えられます。また、今後の都市づくりにおいて、必要な機能を確保していくためには、民間企業等の活力を取り込み、その立地誘導等を図っていかねばなりません。

そのため、民間企業等を含めた県民とともにまちづくりを行うための仕組みづくりに努めるとともに、関連する情報提供を積極的に行っていく必要があります。



### 第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方

#### 1 三重県の都市づくりの方向

「第2章 三重県の都市づくりにおける課題整理」に整理したように、今後の三重県における都市づくりに対しては、人口減少・少子高齢化のさらなる進展や南海トラフ地震等による大規模自然災害の発生が予測されるなかにおいても、県全体を持続可能な地域にしていくことが求められており、以下の観点から都市づくりの方向を見直す必要があります。

- 都市経営の観点：効率的で利便性が高く、財政的に持続可能な都市構造の形成
- 都市防災の観点：大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成
- 都市活力の観点：産業振興等による地域活力の維持・向上

これを踏まえ、現行マスタープランでの都市づくりの方向と施策の柱を、次のように見直します。

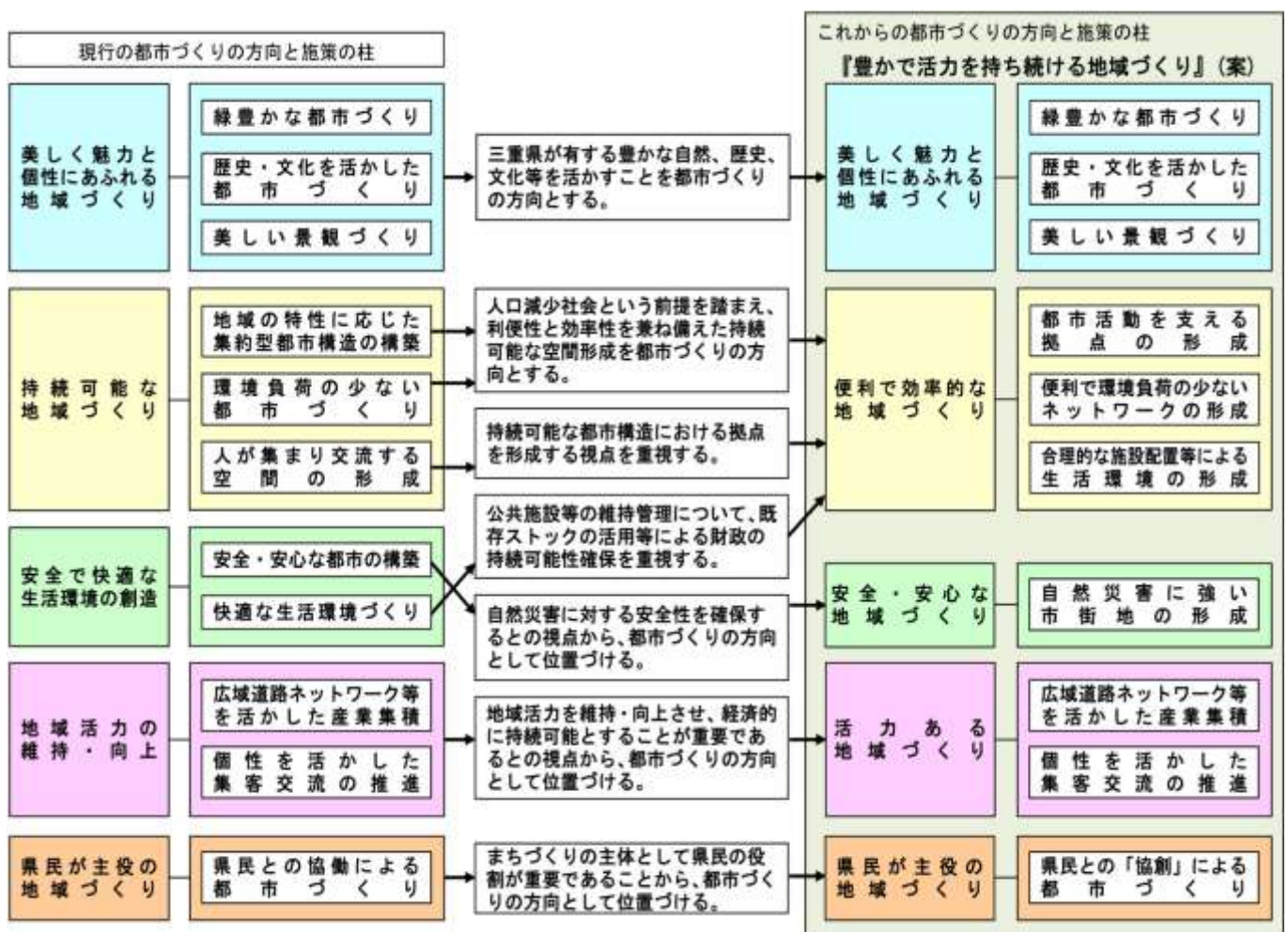


図 3-1 三重県の都市づくりの方向と施策の柱

## これからの都市づくりの方向と施策の柱

### ■ 美しく魅力と個性にあふれる地域づくり

すぐれた自然・文化・歴史などの地域資源が豊かな県土の保全・活用により、県民が誇りや愛着もてる「ふるさとづくり」を進めます。このため、三重県の特徴・個性である自然公園等の豊かな緑や歴史・文化遺産を守り、活用することに努め、生活する人にも訪れる人にも魅力あふれる美しい景観づくりに努めます。

#### 施策の柱

- ・緑豊かな都市づくり
- ・歴史・文化を活かした都市づくり
- ・美しい景観づくり

### ■ 便利で効率的な地域づくり

人口減少・少子高齢化が進展するなかでも、県民が生活サービスを楽しんで暮らすことができ、環境へ与える負荷が少なく、かつ、財政的にも持続可能な都市空間の形成を進めます。このため、各種の都市機能が集積する都市の拠点と、それらを結ぶ公共交通等の交通ネットワークの形成に努めます。また、生活環境の形成にあたっては、生活の利便性に配慮しつつ、これまでに建設されてきた公共施設等を有効に活用し、必要に応じて再編・集約を図りながら合理的な施設配置等に努めます。

#### 施策の柱

- ・都市活動を支える拠点の形成
- ・便利で環境負荷の少ないネットワークの形成
- ・合理的な施設配置等による生活環境の形成

### ■ 安全・安心な地域づくり

台風・集中豪雨等や南海トラフ地震等の大規模自然災害による被害を防止又は低減し、県民が安心して住み続けられる都市を目指し、安全・安心な生活環境の創造を進めます。このため、自然災害に際して被害を受けにくい市街地の形成に努めます。

#### 施策の柱

- ・自然災害に強い市街地の形成

### ■ 活力ある地域づくり

経済的な持続可能性を確保するため、三重県の強みであるものづくり産業の集積や、自然・文化・歴史等の地域資源を活かしながら、地域活力の維持・向上を図ります。このため、広域道路ネットワーク等を活かした産業集積や、地域の個性を活かした集客交流の推進に努めます。

#### 施策の柱

- ・広域道路ネットワーク等を活かした産業集積
- ・個性を活かした集客交流の推進

### ■ 県民が主役の地域づくり

県民の皆さんとの「協創」の取組のもと、共に住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らすことのできる都市を目指します。

#### 施策の柱

- ・県民との「協創」による都市づくり

「美しく魅力と個性にあふれる地域づくり」については、三重県が有する豊かな自然・歴史・文化等を都市づくりに活かす取組の継続又は発展に努めます。

また、「県民が主役の地域づくり」については、みえ県民ビジョンが示す「協創」の取組のもと、都市計画提案制度の一層の活用や、地域と一緒にあったまちづくり活動の推進等に努めます。

効率的で利便性が高く環境負荷の少ないまちづくりや、地震・津波等大規模自然災害に強いまちづくりを実現するためには、広範囲に拡散した低密度な市街地をできるだけ集約するとともに、災害の危険性の高い地域から低い地域への居住や都市機能の移転等を促進する必要があります。また、地域の個性に応じた産業等の振興のためには、土地を有効に活用する必要があります。

これらの実現を図るために目指すべき都市構造について、次項に示します。

## 2 三重県が目指す都市構造

人口減少・少子高齢化に対応しつつ、自然災害からの安全性が確保され、環境負荷が小さく財政的にも経済的にも持続可能な、豊かで活力ある地域を実現するための都市の姿として、三重県の特性に応じた集約型都市構造の形成を目指します。

以下に、三重県が目指す都市構造の形成にあたって、「都市経営の観点」からの基本的な考え方を示すとともに、「都市防災の観点」及び「都市活力の観点」に関する施策の基本的な考え方を示します。

なお、既存市街地の範囲内での市街地形成を原則としますが、計画的に行われる以下の場合に限っては、新たな市街地の形成を許容します。

- ・大規模自然災害への対応のために、新たな市街地が必要である場合
- ・地域の経済的な持続可能性のため、新たな工業系産業用地等を確保することが必要である場合

### 1) 特性に応じた持続可能な都市構造の形成に関する考え方

集約型都市構造とは、基本的には、医療・福祉施設、商業施設等の都市機能がアクセス性の高い交通結節点等の拠点にまとまって立地し、その周辺及び利便性の高い鉄道・バス等の沿線に住居がまとまって立地しながら、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの都市機能に容易にアクセスできるような「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えに基づく都市構造をいいます。

こうした都市構造を目指す上では、下記のような三重県の特性を踏まえる必要があります。

- ・三重県の主要都市は分散して立地しています。また、都市の地域は伊勢湾沿岸の平野部、伊勢志摩・東紀州のリアス式海岸部、伊賀の盆地部という3つの大きな地形的特徴を持った地域に分類されます。
- ・鉄道やバスといった公共交通機関のネットワークは十分とはいえず、近年、都市内外での移動手段は自動車等への依存度がますます大きくなっています。
- ・各圏域における都市構造の特徴は以下のとおりです。
  - －北勢・中南勢圏域：概ね海岸沿いの主要な鉄道駅を中心として中心市街地が形成されています。地形的制約が少ないことから、広範囲に市街地が広がり、郊外に住宅団地が形成されるとともに、幹線道路沿道を中心に都市的土地利用が拡大している状況にあります。大規模な地震が発生した場合、市街地が沿岸部に広がっていることから津波浸水の被害を受ける可能性が高いものの、浸水深はそれほど大きくはならないと想定されています。
  - －伊勢志摩・東紀州圏域：狭小な平地に背後の山が迫り、リアス式海岸としての特徴的な地形となっています。そのため、市街地や集落は海岸沿いの平地部に点在して形成されています。大規模な地震が発生した場合、沿岸部の市街地はほぼ大部分が津波により浸水し、かつ、浸水深が大きくなると想定されています。
  - －伊賀圏域：城下町として形成された場所を中心に市街地が形成されつつ、郊外部に住宅団地が形成されています。津波被害の心配はないものの、地震の揺れ等による建物の倒壊、密集市街地での火災の延焼等の危険性が想定されます。

特に、三重県における公共交通網の整備状況や、現状の日常生活や都市活動での利用状況から、ある程度自動車交通に依存した都市構造とならざるを得ないと考えられますが、誰もが住みやすく環境にもやさしい都市の形成に向け、できるだけ公共交通が利用できる場所に拠点を定めます。

## ① 拠点

拠点の役割に応じて、例えば広域拠点では大規模集客施設を含む多様な都市機能、地域拠点では日常サービス機能の立地の誘導を図りつつ、拠点及びその周辺で生活利便性が比較的高い区域に居住の誘導を図ります。

広域的観点からの拠点は、以下のような場所に設定します。(具体的には圏域マスタープラン及び区域マスタープランにおいて設定します。)

- ・鉄道駅に近い業務・商業などが集積する地域等これらの都市機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

また、広域拠点及び地域拠点に区分することとし、それぞれの基本的な役割等を以下のようにします。

- ・広域拠点：市町を越えた広域から多くの人やモノが集まりやすい公共交通の結節点等で、大規模集客施設を含む多様な都市機能が集積する拠点とします。都市構造に大きな影響を与える大規模集約施設の立地等に関わることから、三重県都市マスタープランで明示するとともに、市町マスタープラン等での整合を求めます。
- ・地域拠点：周辺の居住者が歩いてあるいは公共交通等により到達可能な場所で、日常の買い物や診療などの日常サービス機能が集積する拠点とします。

## ② ネットワーク

ネットワークを形成する交通に関しては、主要な鉄道駅周辺等を中心に自動車交通、鉄道、バス交通、自転車・徒歩交通等の適切な連携を促進するなど、交通結節機能を充実させることで、総合交通体系の構築を目指します。

広域的観点からのネットワークは、現状の鉄道やバスの公共交通の配置及び将来の計画とともに、各市町が作成する「地域公共交通網形成計画」等を踏まえて設定します。(具体的には圏域マスタープラン及び区域マスタープランにおいて設定します。)

## 2) 自然災害による被害低減に向けた市街地の形成に関する考え方

都市における土地利用及び施設配置について、市街地は災害リスクの低い場所に形成し、災害リスクが高い場所では用途(居住系、業務系、公共系等)を考慮しながら都市的土地利用の抑制等を行うことを基本的な考え方とします。

大規模自然災害での被害を低減するため、防災施設及び避難施設の整備を推進します。ただし、これらハード対策を早期に完了させることは財政的にも困難であり、また、ハード対策のみでの被害抑制には限界があります。そのため、ハード対策に組み合わせて、建築物の構造強化や土地利用の規制・誘導等のソフト対策を実施することにより、発生する被害の程度の低減や、災害リスクの高い場所の人口や建築物の減少を図ります。

こうした大規模自然災害での被害の低減に向けた取組は、中長期及び短期に分けて進めます。

- ・中長期の取組：概ね50年先(長期)に目指すべき将来像である都市のグランドデザインを検討し、その実現に向けて概ね20年以内(中期)に効果の発現を期待する施策を講じます。
- ・短期の取組：中長期の取組の一方で、概ね10年以内(短期)の取組として、人命を守るための取組を講じます。

また、被害低減に向けた取組にあたって、災害リスクがある場所のうち、都市的土地利用の抑制や建築物の構造等の規制による被害の低減などの施策の実施を検討すべき区域を「土地利用検討区域」として設定します。土地利用検討区域の設定は、各都市において、地理的特性やそのなかでの市街地の形成状況(土地利用・施設配置等)及び想定される各種災害リスクを踏まえ、当

該区域における概ね 20 年以内（中期）での必要な施策の実施可能性を判断して行うこととします。

表 3-1 災害原因種別別「土地利用検討区域」設定の考え方

災害原因の種別	「土地利用検討区域」の設定にあたって災害リスクの評価の基とする主な被害想定等
洪水	水防法に基づき国土交通大臣又は県知事が指定する洪水浸水想定区域（第 14 条第 1 項）、並びに洪水浸水想定区域図に示す洪水時家屋倒壊危険ゾーン
崖崩れ、土石流、地滑り	土砂災害防止法に基づき県知事が指定する土砂災害警戒区域（第 7 条第 1 項）及び土砂災害特別警戒区域（第 9 条第 1 項）。
地震、津波	津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（第 8 条第 1 項）

土地利用検討区域については、各都市が目指す将来像の実現に向け、実施するべき施策を検討します。この際、集約型都市構造を構築する観点から、以下について検討を行うこととします。

- ・土地利用検討区域外への対象施設の移転等の実現可能性
- ・土地利用検討区域外の既成市街地での、当該対象施設の集約の実現可能性

なお、地震・津波に関しては「三重県 地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定（予定）しており、これに基づき、また、市町による検討結果を踏まえ、各圏域及び各都市計画区域のマスタープランにおいて、地震・津波被害の低減に向けた都市計画の方針を示します。

### 3) 地域活力（産業等）の維持・向上に関する考え方

経済的な持続可能性を確保するため、新たに構築が進む広域交通ネットワーク等や既存工業用地の産業集積を考慮して、三重県都市マスタープランに位置づける「工業系土地利用誘導ゾーン」の運用等の見直しを実施し、企業誘致を進めます。

また、上記(2)の「土地利用検討区域」等において、災害リスクへの対応に伴い生じる施設等の移転跡地を活用した企業誘致を進めます。

こうした企業誘致にあたっては、立地を検討する企業への積極的な情報提供や、立地に対する優遇措置の適用等、県の関連部局及び市町と連携した取組に努めます。

なお、例えば既存市街地外の道路等の都市基盤整備が不十分な地域に工場立地等が散発的に進むことで、都市経営の持続可能性が大きく損なわれる事態は避けなければなりません。既存市街地外における新たな工業系産業用地等の開発は、できるだけまとまった範囲・規模で、既存都市基盤を活かしながら、計画的に実施されるよう留意します。

この他、景観法を含め、都市計画法上の手法による緑地・景観の保全・形成に努め、豊かな自然環境等の地域資源を活かした観光産業の振興を図ります。